

平成28年2月

城南衛生管理組合議会定例会

会 議 録

第 1 号

(2月16日)

平成28年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

平成28年2月16日

午前10時 開議

1 出席議員

亀田優子	議員
関東佐世子	議員
菱田明儀	議員
山田芳彦	議員
原田周一	議員
山内実貴子	議員
中坊陽	議員
村田忠文	議員
上原敏	議員
西良倫	議員
藤城光雄	議員
中井孝紀	議員
中野ますみ	議員
秋月新治	議員
大河直幸	議員
久保田幹彦	議員
坂下弘親	議員
長野恵津子	議員
服部正	議員
松峯茂	議員
水谷修	議員

(欠席議員) 大西吉文 議員

2 説明のため出席した者

山本正	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
竹内啓雄	専任副管理者
寺島修治	事業部長
太田博	施設部長

越 智 広 志	安全推進室長
伊 庭 利 夫	会計管理者
杉 崎 雅 俊	事業部次長
福 西 博	施設部参事
橋 本 哲 也	財政課長
池 本 篤 史	施設課長
川 島 修 啓	クリーン21長谷山所長
岡 輝 臣	リサイクルセンター長谷山所長
花 畑 久仁浩	エコ・ポート長谷山所長
山之江 亨	新折居清掃工場建設推進課担当課長
栗 山 淳 彦	業務課長
山 内 皇太郎	クリーンピア沢所長
親 見 善 人	グリーンヒル三郷山所長

3 職務のため議場に出席した職員

木 下 敦	議会事務局長
白 井 祥 吾	財政課係長

4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	会議録署名議員の指名について
日程第 3	会期の決定について
日程第 4	議案第 1号 平成27年度城南衛生管理組合一般会計補正予算 (第2号)
日程第 5	議案第 2号 平成28年度城南衛生管理組合一般会計予算
日程第 6	休会について

5 会議に付議した事件

日程第1～日程第6

午前9時58分 開会

○長野恵津子議長 おはようございます。

会議前の連絡事項についてご報告を申し上げます。

本日の議会に報道機関より傍聴及び写真撮影の申し入れがございましたので、議長においてこれを許可しております。

大西議員より欠席の届け出が出ておりますので、報告いたします。

ただ今の出席議員数は21名でございます。既に定足数に達しておりますので、2月定例会は成立をいたしました。

これより平成28年2月城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を

開きます。

日程第1 諸報告について

○長野恵津子議長 日程第1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、地方自治法第199条第4項、同条第9項の規定による定期監査の結果並びに地方自治法第235条の2第1項、同条第3項の規定による例月出納検査結果3件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○長野恵津子議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長において、中坊陽議員、中野ますみ議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○長野恵津子議長 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月28日までの42日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、42日間と決定いたしました。

日程第4 議案第1号 平成27年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第2号)

○長野恵津子議長 次に、日程第4、議案第1号、平成27年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本正管理者。

○山本 正管理者(登壇) 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成28年2月城南衛生管理組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはお忙しい中、ご参集を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただ今議題となりました議案第1号、平成27年度城南衛生管理組合一般

会計補正予算（第2号）の提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では、ごみ処理手数料及び発電収入の増、資源化物等の売払収入の減等の増減調整や平成26年度決算剰余金を追加計上し、歳出では、事業の執行過程に伴います入札差金の減など、年度末までの過不足の調整を行うものでございます。

また、あわせて、折居清掃工場更新事業につきまして、本年1月20日に成立いたしました国の補正予算に対応した事業費を追加計上するものでございます。

なお、今回の国の補正予算関係分につきましては、財源として事業費の全額を国庫支出金と起債で賄いますことから、分担金の追加計上の必要はございません。

補正額は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ23億3,131万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億3,011万2,000円といたすものでございます。

補正予算の概要につきましては、別冊の議案第1号参考資料によりましてご説明を申し上げたいと存じます。

まず、1枚目、歳入の主な補正内訳でございますが、使用料及び手数料では、事業系ごみの搬入量の増加など、合計1,956万4,000円を増額いたしております。

次に、国庫支出金では、折居清掃工場更新事業に係る循環型社会形成推進交付金について、国の補正予算により10億円の追加内示がございましたことなどによりまして、9億9,402万9,000円を増額しております。

次に、財産収入では、鉄・アルミなどの資源化物等の契約単価がこの間大きく下落いたしておりますことなどにより、合計で8,886万5,000円を減額いたしております。

次に、中段、繰越金でございますが、平成26年度決算剰余金について、6,045万7,000円を計上いたしております。

次に、諸収入では、クリーン21長谷山のごみ発電に係る増収見込み4,169万9,000円の増額等をいたしております。

最後に、最下段の組合債では、折居清掃工場更新事業について、国の補正予算に対応するため、起債として14億円の追加等をいたしております。

一方、歳出でございますが、主な補正予算の内訳といたしまして、1枚目の裏面、上から、人件費では、人事異動等に伴う職員給与等の増減調整によりまして、差し引き1,020万円を減額いたしております。

次に、物件費では、各種委託料等の入札差金等を減額させていただき、合計では2,499万6,000円の減額となっております。

次に、中段の補助費では、魚あらの処理に係ります京都市への負担金の減額により、257万8,000円の減額をいたしております。

次に、普通建設事業費では、各工場の改修整備工事費の入札差金等を減額する一方、国の補正予算に対応するため、折居清掃工場更新事業に24億円の追加を行うことなどにより、合計では23億4,312万6,000円の増額となっております。

次に、公債費では、平成26年度に借り入れしました長期債の借入利率の減により、426万4,000円を減額するものでございます。

最後に、積立金では、財政調整基金積立金として3,022万9,000円を計上いた

しております。これは、地方自治法及び地方財政法の規定により、平成26年度決算剰余金の2分の1を下らない額を積み立てるものでございます。

以上の要因によりまして、歳出総額としては23億3,131万7,000円を増額するものでございます。

国の補正予算に対応するものを除きます歳入の増及び歳出の減によりまして、市町分担金につきましては、1枚目、歳入内訳最上段のとおり、総額7,506万2,000円を減額し、市町分担金負担割合の定めに基づきまして精算をするものでございます。

次に、2枚目の国の補正予算に係る補正内容についてでございますが、今般の国の補正予算を活用することで確実な財源を確保することにより、新折居清掃工場の平成30年度稼働に向けましての建設工事の着実な進捗を図り、管内住民の生活環境の維持に努めるもので、平成28年度事業の一部を平成27年度に前倒しして計上いたすものでございます。

なお、ただ今説明をいたしました折居清掃工場更新事業、建設工事につきましては、4枚目にありますとおり、実質的には平成28年度に入ってからの実施となりますことから、平成27年度から平成28年度に全額繰り越しとなりますため、24億円を繰越明許費として計上いたすものでございます。

以上が補正予算の主な内容でございまして、これらの内容を議案第1号として補正予算を編成いたしております。よろしくご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○**長野恵津子議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

水谷委員。

○**水谷 修議員** 本補正予算は、国補がついたことに伴う調整と、また、年度末の調整というものなど、おおむね妥当だと思います。

その中で、1点だけお聞きしたいんですが、備品の費用が追加で計上されていますが、また、先ほど諸報告でありました監査結果の報告では、リサイクルセンターについて、主要物品2点を抽出し用途等について聴取し、その管理は適正であると考えますが、一部不備な点があり、早急に改善されることを申し添えますとあります。改善せんならんような、主要物品の点で何か不備があるように書かれているんですが、それに対する予算措置がされているということなのでしょうか。少し説明をいただきたいと思います。

○**長野恵津子議長** 伊庭会計管理者。

○**伊庭利夫会計管理者**（登壇） 各備品には、備品カードというふうな形で、こういう長方形型のカードが張ってあるんですけども、主要物品の方の検査の部分で検査していただいたものが、重機と車の方を検査していただいたんですけども、重機の方の備品カードが油で汚れておりまして、ちょっと半分剥がれかけているというふうな状況、また、ちょっと見にくいような状況がありまして、その辺を監査委員さんの方に指摘されまして、改めて備品シールをつけまして、その重機の方に張っております。

以上でございます。

○長野恵津子議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 これにて討論を終結いたします。
これより、議案第1号を採決いたします。
第1号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○長野恵津子議長 起立全員であります。よって、第1号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 平成28年度城南衛生管理組合一般会計予算

○長野恵津子議長 次に、日程第5、議案第2号、平成28年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
山本正管理者。

○山本 正管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第2号、平成28年度城南衛生管理組合一般会計予算の提案理由のご説明を申し上げます。

平成28年度の予算を編成するに当たりましては、別冊の議案第2号参考資料、平成28年度当初予算案の概要1ページに記載いたしておりますとおり、組合運営の基本方針でございます安心安全な工場運営、住民感覚に沿った行財政改革、さらなる循環型社会の構築の3つの方針のもと、将来世代の安定した廃棄物処理事業を確実なものとするため、現在進めております折居清掃工場更新事業の建設工事の事業工程を進捗させますとともに、広域行政のスケールメリットを発揮しながら環境対策及び災害対策に万全を期し、安心安全な廃棄物処理事業を継続することを基本に、市町と協同して、さらなるごみの減量、再資源化事業を推進するなど、6つの取り組み施策を中心に事業推進を図ることといたしており、これに必要な予算を計上いたしましたところでございます。

平成28年度の予算総額は、議案第2号参考資料1ページの一番下に記載いたしておりますが、68億7,986万8,000円で、前年度比較で52.9%、23億8,10

7万3,000円の増加となっております。

また、事業費を賄います市町分担金は36億3,818万4,000円、前年度比較7.6%、2億5,656万6,000円の増加となっております。

予算の総額は、新工場建設工事の本格化により大きく増加することとなりますが、必要性、緊急性、費用対効果等について評価を加え、限られた予算の中で選択と集中を行うことにより、効率的で実効性の高い予算といたしております。

平成28年度の予算の特徴としましては、下水道の進捗により、し尿収集委託料が2,106万9,000円減少いたしましたこと、し尿処理施設の基幹設備改修工事の完了により1億6,200万円減少いたしましたこと、起債の償還が進みましたことから、公債費が9,832万2,000円減少いたしましたことなどの減額要因がございました。

一方、新折居清掃工場建設工事の本格化により、建設工事費を24億6,599万9,000円増額いたしましたこと、クリーン21長谷山の稼働年数経過に伴い、今後の安全安定稼働を期するための定期点検整備費等を1億8,353万7,000円増額いたしましたこと、また、し尿の効率的な処理に向けた下水道排水に係る整備費を7,000万円追加いたしましたことなどの増加要因によりまして、歳出総額としましては、23億8,107万3,000円の増額となったところでございます。

歳入では、新折居清掃工場建設工事に係る国庫支出金や組合債など、特定財源の的確な確保や事業系ごみの搬入量増加によるごみ処理手数料の増収及び発電効率の上昇によるクリーン21長谷山の廃棄物発電収入の増加に努めることなどにより、一定の財源確保が図れたものとなっております。

しかしながら、財産収入におきましては、資源化物等の売却の市場単価の大きな下落等により減収となっております。

議案参考資料16ページ、事業費及び分担金の推移のグラフのとおり、これまでも建設事業の実施や団塊の世代の退職者数の増加により歳出総額が増加する中でも、このページの下段の表でお示しいたしておりますとおり、大型事業についての実施年度を考慮するなど、市町からの分担金につきましては、その負担の平準化に最大限努力してまいったところでございます。

平成28年度当初予算につきましても、資源化物等売却価格の下落という経済的要因による市町分担金の負担増や新工場の建設工事本格化による事業費の増によりまして、歳出総額が増加となりましたものの、これまで進めてまいりました給与見直しと職員数の削減や民間委託による工場運営などの行財政改革効果や国庫支出金及び組合債といった特定財源の的確な確保等により、市町分担金につきましては、構成市町の財政計画に大きな影響を来さないよう引き続き30億円台に抑えるなど、その抑制に最大限努めた予算としているものでございます。

以上の内容につきまして、平成28年度一般会計予算書及び予算説明書のとおり編成をいたしたところでございます。

よろしくご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○長野恵津子議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により、議長において、亀田優子議員、菱田明儀議員、山内実貴子議員、村田忠文議員、上原敏議員、西良倫議員、中井孝紀議員、秋月新治議員、久保田幹彦議員、服部正議員、水谷修議員、以上の11名を指名したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました11人の議員を予算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただ今選任されました予算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていたので、正・副委員長の互選を行い、その結果を議長までご報告願います。

暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時28分 再開

○長野恵津子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました予算特別委員会において、正副委員長を互選の結果、委員長には菱田明儀議員が、副委員長には村田忠文議員がそれぞれ選出されましたので、ご報告を申し上げます。

日程第6 休会について

○長野恵津子議長 次に、日程第6、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、2月17日から3月27日までの40日間を休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 ご異議なしと認めます。よって、2月17日から3月27日までの40日間を休会することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

なお、一般質問の通告締め切りは3月4日午後5時までとなっておりますので、ご承知おきを願います。

次回は3月28日午前10時から会議を開きます。

以上でございます。本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでございました。

午前10時30分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 長野恵津子

副議長 山田 芳彦

議 員 中坊 陽

議 員 中野ますみ

第2号

(3月28日)

平成28年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

平成28年3月28日

午前10時 開議

1 出席議員

亀田優子	議員
関東佐世子	議員
菱田明儀	議員
山田芳彦	議員
原田周一	議員
山内実貴子	議員
中坊陽	議員
村田忠文	議員
上原敏	議員
大西吉文	議員
西良倫	議員
藤城光雄	議員
中井孝紀	議員
中野ますみ	議員
秋月新治	議員
大河直幸	議員
久保田幹彦	議員
坂下弘親	議員
長野恵津子	議員
服部正	議員
松峯茂	議員
水谷修	議員

2 説明のため出席した者

山本正	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
竹内啓雄	専任副管理者
寺島修治	事業部長
太田博	施設部長
越智広志	安全推進室長

伊庭利夫	会計管理者
杉崎雅俊	事業部次長
福西博	施設部参事
橋本哲也	財政課長
池本篤史	施設課長
川島修啓	クリーン21長谷山所長
岡輝臣	リサイクルセンター長谷山所長
花畑久仁浩	エコ・ポート長谷山所長
山之江亨	新折居清掃工場建設推進課担当課長
栗山淳彦	業務課長
山内皇太郎	クリーンピア沢所長
親見善人	グリーンヒル三郷山所長
別所尚紀	総務課主幹

3 職務のため議場に出席した職員

木下敦	議会事務局長
白井祥吾	財政課係長

4 議事日程

日程第 1		諸報告について
日程第 2	議案第 2 号	平成28年度城南衛生管理組合一般会計予算
日程第 3	議案第 3 号	城南衛生管理組合行政不服審査法施行条例を制定する について
日程第 4	議案第 4 号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する 法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する について
日程第 5	議案第 5 号	城南衛生管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等 に関する条例の一部を改正する条例を制定するについ て
	議案第 6 号	城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の 一部を改正する条例を制定するについて
日程第 6	議案第 7 号	城南衛生管理組合職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例を制定するについて
日程第 7	議案第 8 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関 する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 8		閉会中継続調査の申し出について

5 会議に付議した事件

日程第1～日程第8

午前9時57分 開会

○**長野恵津子議長** おはようございます。

会議前に、ご報告をいたします。

大西議員より遅刻の届け出が出ておりますので、報告いたします。

ただ今の出席議員数は21人でございます。既に定足数に達しておりますので、これより平成28年2月城南衛生管理組合議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を行います。

日程第1 諸報告について

○**長野恵津子議長** 日程第1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました地方自治法第235条の2第1項、同条第3項の規定による例月出納検査結果2件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

日程第2 議案第2号 平成28年度城南衛生管理組合一般会計予算

○**長野恵津子議長** 次に、日程第2、議案第2号、平成28年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

菱田明儀予算特別委員会委員長。

○**菱田明儀予算特別委員会委員長**（登壇） おはようございます。ただ今議題となりました議案第2号、平成28年度城南衛生管理組合一般会計予算についての予算特別委員会における審査過程並びに結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は去る2月16日の本会議において設置され、平成28年度城南衛生管理組合一般会計予算の審査を付託されました。

同日に開催されました第1回目の委員会で、正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、菱田が、副委員長には村田忠文議員さんが選出された次第でございます。

第2回目の委員会は、2月18日に招集し、説明には正副管理者をはじめ専任副管理者並びに関係部課長、各施設長の出席を求め、1日間でありましたが、慎重かつ熱心な審査が行われました。

委員会では、議事に先立って審査方法についての協議を行いました。その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費並びに総務費、公債費、予備費について一括して、次に、衛生費について、次に、歳入については全款を一括して審査を行い、最後に総括質問を行うことに決定いたしました。

審査の中で出されました主な質疑、答弁、要望等については、予算特別委員会審査記録を各議員のお手元に配付しておりますので、ご覧おき願いたいと思います。

次に審査の結果であります。第2号議案についての討論はなく、採決の結果、本委

員会は全会一致をもちまして、第2号議案を原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会で出されました意見、要望等については、今後の行政運営に適切に反映され、管内住民の期待と要望に応じていかれるよう切に希望するものであります。

また、当日、委員各位におかれましては、終始ご熱心な審査をいただきまして厚くお礼申し上げます。

また、理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対して、厚くお礼申し上げます。

また、あわせて、村田副委員長さんのご協力によりまして、委員会が滞りなく運営できましたことをここに改めてお礼を申し上げます。

以上で報告を終わります。

○長野恵津子議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。第2号議案は、委員長の報告どおり原案のとおり可決すべきものであります。委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○長野恵津子議長 起立全員であります。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 城南衛生管理組合行政不服審査法施行条例を制定するについて

○長野恵津子議長 次に、日程第3、議案第3号、城南衛生管理組合行政不服審査法施行条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者（登壇） 皆さん、おはようございます。ただ今議題となりました議案第3号、城南衛生管理組合行政不服審査法施行条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

お手元に配付いたしております議案第3号参考資料に基づきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、行政不服審査法が公正性の向上、使いやすさの向上等の観点から制定後50年ぶりに全面的に改正され、本年4月1日から施行されることに伴いまして、城南衛生管理組合行政不服審査会の設置及び組織運営等について、必要な事項を定めるため、提案するものでございます。

行政不服審査法の主な改正点につきましては、議案参考資料の1に記載のとおり、1点目が審査請求への一元化で、これまでの異議申し立てを廃止し、審査請求に一元化するものでございます。

2点目が審理員制度の導入で、審理手続の公正性及び透明性を高めるため、処分に関与しない職員が審理員となり、公平に審理するものでございます。

3点目が審査請求期間の延長で、現行60日である審査請求期間が3カ月に延長されたところでございます。

4点目が第三者機関であります行政不服審査会への諮問手続の導入となっております。

これらのことを踏まえまして、条例制定の主な目的でございますが、2に記載のとおり、附属機関として行政不服審査会を設置するものでございます。

これは、裁決の客観性及び公正性を確保するため、有識者からなる第三者機関である行政不服審査会に諮問することにより、審査庁、すなわち組合の判断を点検、チェックするものでございます。委員は3人以内とし、事件ごとに委嘱することといたしております。

あわせまして、審理員及び審査会に提出された資料の謄写の手数料に係る規定をいたすものでございます。

また、3に記載をいたしておりますように、関係条例について、行政不服審査会の会長及び委員の報酬額の規定を追加するため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を、また、情報公開に係る審査請求については既に公正性が確保されておりますことから、現行制度を基本とし、審理員制度に関する規定を適用除外とする定めを置くことなどによる城南衛生管理組合情報公開条例の一部改正を、その他この法律を引用している条例の文言整備を行うものでございます。

以上、よろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○長野恵津子議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○長野恵津子議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**長野恵津子議長** これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。第3号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**長野恵津子議長** 起立全員であります。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するについて

○**長野恵津子議長** 次に、日程第4、議案第4号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○**山本 正管理者** ただ今議題となりました議案第4号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

お手元に配付いたしております議案第4号参考資料に基づきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、能力及び実績に基づく人事管理の徹底、退職管理の適正の確保が主な改正内容となっております地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴い、本組合に関係いたします条例について所要の規定の整理を行うため、提案するものでございます。

関係条例の改正の内容でございますが、議案参考資料の2に記載しておりますとおり、人事行政の運営等の状況の公表事項について、必要な追加、削除を行うため、城南衛生管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正を、また、分限事由の明確化に伴う規定の整理を行うため、城南衛生管理組合職員の分限に関する条例の一部改正を、その他の条例につきましても、いずれも地方公務員法の一部改正に伴う引用条項の変更をいたすものでございます。

以上、よろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○**長野恵津子議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 長野恵津子議長** これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 長野恵津子議長** これにて討論を終結いたします。
これより議案第4号を採決いたします。第4号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 長野恵津子議長** 起立全員であります。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 城南衛生管理組合議会議員の議員報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制
定するについて
議案第6号 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する
条例の一部を改正する条例を制定するについて

- 長野恵津子議長** 次に、日程第5、議案第5号、城南衛生管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、議案第6号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての2議案を一括して議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
山本管理者。

- 山本 正管理者** ただ今議題となりました議案第5号及び議案第6号の2議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

お手元に配付いたしております議案第5号及び第6号参考資料に基づきましてご説明を申し上げます。

本組合の特別職及び議会議員の報酬等につきましては、これまで構成市町の改定状況や社会経済情勢を考慮しながら、その都度必要な改定を行ってきたところでございます。

今回につきましても、去る2月24日に特別職報酬等審議会に諮問をいたしましたところ、3月3日に審議会から答申及び意見具申をいただいたところであり、その内容は議案参考資料に記載のとおりでございます。

この答申及び意見具申の内容を十分に踏まえまして、今般、議会議員の費用弁償及び

専任副管理者の給与の改定につきまして、それぞれ提案するものでございます。

まず、議案第5号、城南衛生管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてのご説明を申し上げます。

議案参考資料1ページのとおり、議会議員の費用弁償につきまして、現行の会議出席に応じましての定額支給を廃止することとし、また、会議出席に係る費用弁償の支給に当たっては、組合の広域性を考慮した実費支給等とすることも検討されたいとの審議会意見を踏まえまして、職員旅費条例の例によります交通費相当額の支給に改めるものでございます。

なお、改定の実施時期は、本年4月1日からといたしております。

次に、議案第6号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてのご説明を申し上げます。

同じく議案参考資料1ページに記載いたしておりますとおり、給料につきましては、国の特別職、構成市町における常勤の特別職の給与の状況等も総合的に勘案し、1.47%引き下げまして、現行月額68万円を67万円に減額改定いたしますとともに、地域手当につきましては、一部の構成市町において、常勤の特別職への適用を除く動きが出ていることも踏まえ、廃止いたすものでございます。

なお、給与月額及び地域手当の改定の実施時期は、本年4月1日からといたしております。

次に、期末手当につきましては、平成27年人事院勧告等により国における特別職の期末手当が0.05月引き上げられている状況を踏まえまして、平成27年12月1日に遡及して、現行の支給月数3.10月を3.15月に引き上げるものでございます。

なお、議会議長、副議長及び議員の報酬並びに管理者及び副管理者の給料の額につきましては、いずれも全国の類似する一部事務組合と比較しても高い水準にあると言えないことから、現行の額で据え置くことが適当であるとの答申をいただいているところでございます。

以上、よろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○長野恵津子議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案別に採決いたします。議案第5号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**長野恵津子議長** 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号を採決いたします。議案第6号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**長野恵津子議長** 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについて

○**長野恵津子議長** 次に、日程第6、議案第7号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○**山本 正管理者** ただ今議題となりました議案第7号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

お手元に配付いたしております議案第7号参考資料に基づきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、平成26年及び平成27年の人事院勧告の内容に準じまして、本組合職員の給与及び退職手当の改定を行うため、提案するものでございます。

主な改正内容といたしましては、議案参考資料の1ページ目、2の改正内容に記載のとおり、1つ目には、平成27年度の給与改定でございます。本年の人事院勧告に準じ、若年層に重点を置きまして、平成27年4月1日に遡及して、給料表の水準を平均改定率0.17%の引き上げ改定をいたすものでございます。

また、期末勤勉手当につきましては、一般の職員については、現行の支給月数4.10月を4.20月に、再任用職員については2.15月を2.20月に、それぞれ引き上げを行うものでございます。引き上げ分につきましては、それぞれ勤勉手当に配分しております。

2つ目につきましては、給与制度の総合的見直しでございます。平成26年人事院勧告に基づき実施された国家公務員の給与制度の総合的見直しに準じて、本組合におきましても、給料について平均改定率1.7%の引き下げ改定をいたすものでございます。

また、地域手当につきましては、構成市町における支給割合の見直しを踏まえ、現行の支給割合を4.5%から5%に引き上げるものでございます。

なお、これらの改正の実施日につきましては、平成28年4月1日とし、激変緩和措置として、本年3月31日現在の給料を2年間現給保障することとしております。

なお、参考としまして給与改定実施後の影響額について、参考資料2ページ上段に記載をいたしておりますので、ご確認をいただきますようお願いいたします。今回の給与改定によりまして、平均では月額4,800円の引き下げ改定となっているものでございます。

3つ目の退職手当制度の見直しについてでございますが、本年4月から実施する給与制度の総合的見直しの影響を踏まえまして、退職前の職責に応じて加算することとされている調整額について、表に記載のとおり引き上げ改定をいたすものでございます。

今回の改正につきましては、現行の支給水準の範囲内で、職員の公務への貢献度をより的確に反映させるよう、国の制度改正に準じて改正するものでございます。

このほか、国家公務員の措置に準じた所要の改正を行っております。

以上の内容により、職員の給与に関する条例等の一部改正を行うものでございます。

なお、職員の給与に係る改正項目につきましては、職員団体との交渉を重ね、合意した内容となっているものでございます。

以上、よろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○長野恵津子議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。第7号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○長野恵津子議長 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○長野恵津子議長 次に、日程第7、議案第8号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたしま

す。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者 ただ今議題となりました議案第8号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

お手元に配付いたしております議案第8号参考資料に基づきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員災害補償法による年金補償のうち、傷病補償年金と同一の理由により厚生年金法による障害構成年金等が併給される場合の調整率が改正されましたため、本条例につきまして、所要の改正を行うため、提案するものでございます。

改正の内容につきましては、議案参考資料の2に記載をいたしておりますとおり、本条例による休業補償と同一の事由により厚生年金法による障害厚生年金等が併給される場合の調節率を0.86から0.88に改正するものでございます。

なお、施行期日につきましては、本年4月1日からといたしております。

以上、よろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○長野恵津子議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。第8号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○長野恵津子議長 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第8 閉会中継続調査の申し出について

○長野恵津子議長 次に、日程第8、閉会中継続調査を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**長野恵津子議長** ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成28年2月城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。

なお、閉会に当たりまして、管理者からご挨拶がございますので、しばらくお待ち願います。

山本管理者。

○**山本 正管理者** 平成28年2月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会におきましては、ただ今ご可決いただきました平成28年度一般会計予算をはじめ、本日提案させていただきました議案につきまして、いずれもご可決を賜りまして、まことにありがとうございました。

平成28年度は、将来世代にわたって安定した廃棄物の処理を進めるために、引き続き折居清掃工場更新事業を進捗させることや、し尿等の下水道排水に向けた施設整備等に取り組み、処理体制の効率化を図ることなど、さらなる循環型社会の構築に向けた取り組みを推進することとしております。

また、あわせて、地方財政の状況が厳しい中、行財政改革の歩みをとめることなく、今後も創意工夫と徹底した事業の見直しを行い、効率的な組合運営に努めてまいりたいと存じております。

さらに、議員各位からいただきましたご意見、ご指導を念頭に置きながら、構成市町と協同して、管内住民の生活環境を守る本組合の基本使命をしっかりと果たし、住民の皆様のご信頼と期待に応えられますよう、職員ともどもさらなる努力を続けてまいりたいと存じております。

本定例議会は本日で閉会の運びとなりますが、議員各位におかれましては、今後とも組合行政への一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、ますますのご活躍をご祈念申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○**長野恵津子議長** ありがとうございました。

なお、事務局より組合例規集のCD-ROM版を封筒の中に同封いたしておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

午前10時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 長野恵津子

副議長 山田 芳彦

議 員 中坊 陽

議 員 中野ますみ

参 考 資 料

(1) 予算特別委員会審査記録

(2) 議決議案

平成28年

城南衛生管理組合議会

予算特別委員会

審 査 記 録

予算特別委員会審査記録

日 時 平成28年2月18日(木) 午前9時57分～午後3時04分

場 所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員 菱田 明儀 委員長
村田 忠文 副委員長
亀田 優子 委員
山内実貴子 委員
上原 敏 委員
西 良倫 委員
中井 孝紀 委員
秋月 新治 委員
久保田幹彦 委員
服部 正 委員
水谷 修 委員
長野恵津子 議長(オブザーバー)
山田 芳彦 副議長(オブザーバー)

説明者 山本 正 管理者
奥田 敏晴 副管理者
信貴 康孝 副管理者
西谷 信夫 副管理者
汐見 明男 副管理者
丹下 均 八幡市副市長
竹内 啓雄 専任副管理者
その他幹部職員

付託案件 議案第2号 平成28年度城南衛生管理組合一般会計予算

審査方法 付託案件については歳出から審査を行い、その方法及び順序は次のとおり。

- ①議会費、総務費、公債費、予備費を一括して審査
- ②衛生費を審査
- ③歳入、全款を一括して審査
- ④総括質問
- ⑤討論
- ⑥採決

午前9時57分開会

○**菱田明儀委員長** おはようございます。定刻より少し早いですけれども、会議を開きたいと思います。

会議前の連絡事項につきましてご報告申し上げます。

堀口副管理者より欠席の届けがあり、丹下副市長に出席をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

ただ今の出席委員数は11名全員であります。既に定足数に達しておりますので、委員会は成立いたしました。

議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、長野議長、山田副議長をはじめ、委員各位並びに正・副管理者におかれましては、大変ご多忙な折にかかわりませず、本委員会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本委員会は、2月16日の本会議において設置されまして、同日開催されました第1回の委員会で正・副委員長の互選の結果、委員長には私、菱田が、副委員長には村田忠文委員さんが選出された次第でございます。

まことに不慣れで、委員の皆様方には何かとご迷惑をおかけすることが多々あるかと存じますが、その点ご容赦をいただきまして、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

あらかじめ管理者から発言を求められていますので、これを許可いたします。

山本管理者。

○**山本 正管理者** おはようございます。

本日ここに平成28年城南衛生管理組合予算特別委員会が開催されましたところ、菱田委員長、村田副委員長をはじめ、委員各位におかれましては何かとご多用中のところ、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、長野議長、山田副議長におかれましては、公務多忙中にもかかわらずご臨席を賜り、まことにありがとうございます。

平成28年度は、組合運営の基本方針でございます安心安全な工場運営、住民感覚に沿った行財政改革、さらなる循環型社会の構築の3つの方針のもと、広域行政のスケールメリットを発揮しながら、環境対策及び災害対策に万全を期し、安心安全な廃棄物処理事業を継続することを基本に、市町と協同して、さらなるごみの減量、再資源化事業を推進することとしております。

主な取り組みといたしましては、将来世代の安定した廃棄物処理事業を確実なものとするため、1つには、折居清掃工場更新事業について、建設工事を本格化し、平成30年度稼働に向けた事業工程を着実に進捗させること、2つには、し尿等の下水道排水に向けた施設整備等に取り組み、処理体制の効率化を図ること、3つには、老朽化した施設の計画的な整備に一層努め、機能の維持・向上を図ることなどの施策を中心に事業推進を図ることとし、平成28年度一般会計予算の編成をいたしたところでございます。

平成28年度予算の内容につきましては、一般会計予算書及び予算説明書、並びに、議案第2号参考資料平成28年度当初予算案の概要のとおり、取りまとめ

をいたしたところでございます。

それでは、案件の詳細につきましては担当職員より説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 菱田明儀委員長** 議事に入ります前に、本委員会に付託されました議案第2号の審査方法について、お諮りいたします。

審査方法につきましては、歳出から審査を行うこととし、議会費並びに総務費、公債費、予備費について、一括して審査をいたしたいと思っております。次に、衛生費について審査をしたいと思っております。次に、歳入について、全款を一括して審査をし、最後に総括質問を行うことにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 菱田明儀委員長** ご異議がないようですので、ただ今申し上げた方法で審査を行うことといたします。

〔議会費・総務費・公債費・予備費〕

- 菱田明儀委員長** これより審査に入ります。本委員会に付託されました議案第2号、平成28年度城南衛生管理組合の一般会計予算を議題といたします。

これより当局の説明を求めます。説明については、審査の順序に従いまして、各項目ごとに受けることといたします。

それではまず、議会費並びに総務費、公債費、予備費について、一括して説明を求めます。

寺島事業部長。

- 寺島修治事業部長** それでは、平成28年度一般会計予算書及び予算説明書のご説明を申し上げます。

議案第2号参考資料としてお配りいたしております平成28年度当初予算案の概要を活用しながらご説明申し上げたいと存じます。

なお、以下の説明におきまして、平成28年度一般会計予算書及び予算説明書につきましては「予算書」というふうに、それから、別冊の議案第2号参考資料平成28年度当初予算案の概要につきましては、「概要書」と呼ばせていただきます。

最初に、歳出の説明に入ります前に、平成28年度予算についての総括的なご説明をさせていただきたいと存じます。概要書の目次の次のページ、1ページをお開き願います。

1ページ一番下の欄に記載をいたしましたが、平成28年度当初予算の予算規模といたしましては68億7,986万8,000円となり、対前年度比較では23億8,107万3,000円、率にいたしまして52.9%の大幅な増となっております。

ります。

また、構成市町からの分担金につきましては36億3,818万4,000円となり、対前年度比較で2億5,656万6,000円、率にいたしまして7.6%の増加となったものでございます。

概要書の16ページの方をお開き願います。ここでは事業費及び分担金の推移をグラフでお示しいたしております。棒グラフが事業費、折れ線グラフが市町分担金でございます。

これまで、建設事業の実施や団塊の世代の退職者数の増加により歳出総額が増加する中でも、このページの下表、下段の表でお示しいたしておりますとおり、大型事業についての実施年度を考慮して、市町分担金につきましては、構成市町の財政計画に大きな影響を来さないよう、その負担の平準化に最大限努力してまいったところでございます。

平成28年度は、新折居清掃工場の建設工事の本格化などの要因により、事業費総額が68億円台となり、歳入においては、国の交付金や地方債を的確に充当しているものの、資源化物売払収入等の財産収入が大きく減少したこともあり、市町分担金については、折れ線グラフのとおり、36億円台となったものでございます。

それでは、歳出予算につきまして、議会費・総務費並びに公債費・予備費の順にご説明を申し上げます。

まず、予算書の方でございますが、13ページ、議会費からご説明をさせていただきます。予算書13ページでございます。

議会費では、組合議会議員22人の報酬200万6,000円をはじめ、旅費245万9,000円、会議録反訳調製に係ります委託料として78万9,000円などを計上いたしております。これらを含めました議会費合計では、前年度同額の536万2,000円となっております。

続いて、総務費についてご説明を申し上げます。予算書14ページでございます。

総務費では、組合の事務部門の管理運営に要する人件費及び物件費等を計上いたしております。それでは、費目ごとに順次ご説明を申し上げます。

最初に、予算書14ページから15ページ、一般管理費でございます。

一般管理費の予算額は、特別職7人及び再任用短時間勤務職員を含む一般職員117人中、管理部門に属する31人分の給与などの人件費2億9,437万7,000円を計上いたしましたほか、臨時職員の賃金、職員の健康診断等の委託料など合計3億4,525万8,000円を計上いたしております。

人件費の状況につきましては、概要書の4ページをお願いいたします。概要書の4ページでございます。平成28年度は、平成28年1月1日現在の人員及び給与をもとに新陳代謝などを考慮し、計上いたしております。

人件費の総額は8億9,493万7,000円で、対前年度比較マイナスの40万6,000円、率にしましてマイナス0.4%の微減となっております。

人件費に関連いたしまして、概要書の19ページから20ページをご覧くださいと存じます。

ここでは、平成21年度以降に取り組みました行政改革としての職員給与の適

正化や民間委託の状況について記載をいたしております。19ページに記載のとおり、この間、給与の適正化を着実に進めるとともに、組織の見直しを実施いたしております。

また、職員数につきましても、平成13年度の166人がピークでございましたが、業務の見直し、民間委託の拡大等によりまして、この間、適正化を図ってきたところでございます。

これに伴いまして、一般職員の給与費も、職員数がピークでございました平成13年度には、決算額ベースで16億4,998万8,000円でございましたが、平成28年度の当初予算では、再任用職員分を含めまして8億978万6,000円と大きく減少いたしております。

この間の取り組み効果といたしましては、行政改革のほか、給与改定や新陳代謝の効果も合わせ、一般職員の給与費で8億4,020万2,000円を縮減したことになるものでございますが、一方で、20ページの工場運転民間委託状況に記載の5つの施設分の委託料の合計では2億7,196万5,000円となっております。

これが行政改革に伴っての民間への委託料の増加分となりますので、先ほどの給与費の縮減効果額からこの委託料を差し引きいたしました5億6,823万7,000円が、理論値ではございますが、実質的な財政効果と考えております。

なお、安心安全な工場運営体制の推進といたしまして、概要書の21ページにソフト面、ハード面での取り組みの概要をまとめておりますので、後ほどご確認をいただきたいと存じます。

続いて、予算書の方にお戻りをいただきまして、予算書15ページから16ページ、文書広報費でございます。予算額は、広報紙の発行と環境まつりに要する経費など1,120万3,000円を計上いたしております。

概要書の22ページをご覧くださいたく存じます。概要書22ページでございますが、広報広聴事業計画の概要を記載いたしております。

主要な項目について、ご説明をさせていただきます。

1点目、広報紙エコネット城南につきましては、月例号と子供特集号の発行をいたすものでございます。印刷経費と折り込み経費等を合わせまして822万7,000円を計上いたしております。ここにも記載をさせていただきましたが、今後の本組合ホームページの再構築とあわせて、より効果的な啓発方法を継続して検討してまいりたいと考えております。

2点目の事業概要の発行につきましては、当組合の財政状況等をはじめ、各施設の概要、処理実績等を冊子としてまとめ、発行いたすものでございまして、予算といたしましては19万円を計上させていただきます。

3点目の環境まつりでございますが、平成27年度と同様、長谷山エリアにおきまして、当組合のリサイクル工房の体験や施設の見学会等の環境啓発を主体とした内容での実施を予定いたしております。予算的には93万4,000円を計上いたしております。

4点目の声のエコネット城南でございまして、毎月1回、FMうじで広報番組として放送いたしております。予算的には66万1,000円を計上しているものでございます。

次に、予算書の方にお戻りをいただきまして、16ページ、財政管理費でございます。ここでは、基金への積立金など合計4,730万4,000円を計上いたしております。

なお、財政調整基金及び転廃業助成基金の現在高の状況等につきましては、概要書9ページをご覧くださいたく存じます。

中段の1の財政調整基金には、これまで市町分担金の負担軽減を図るため、職員の退職手当の一部や補正予算の財源の一部に充当をいたしております。平成28年度の当初予算では取り崩しを予定せず、平成28年度末現在高を1億2,599万6,000円と見込んでおります。

また、2の転廃業助成基金でございますが、平成28年度においても、平成27年度に引き続き、転廃業助成車両が1台発生いたしますため、3,715万9,000円を取り崩すことといたしております。

一方、転廃業助成基金への積立金でございますが、平成28年度におきましても、転廃業助成金の原資の確保のため、3,000万円の定額積立を行うことといたしております。これによりまして、平成28年度末現在高を3億1,047万8,000円と見込んでおります。

次に、予算書にお戻りをいただきまして、16ページから17ページ、会計管理費でございます。

会計管理費では、共通事務用品の一括購入費や災害保険料など合計539万5,000円を計上し、また、その次の企画費では、環境ISO14001をベースにした自主宣言に係る外部審査等謝礼金など、合計61万1,000円を計上いたしております。

なお、ISOの自主宣言及び地球温暖化対策につきましては、概要書の23ページにその取り組みの概要を記載いたしておりますので、後ほどご覧くださいますようお願いを申し上げます。

次に、予算書17ページ中段の公平委員会費でございます。公平委員会費では委員報酬など2万9,000円を計上し、また、次の監査委員費では委員報酬など30万6,000円を計上いたしております。

続いて、公債費及び予備費につきましてご説明を申し上げます。

まず、公債費でございますが、予算書26ページをご覧くださいたく存じます。平成28年度は、グリーンヒル三郷山埋立処分地建設事業債の償還が完了したことなどにより、元金、利子ともに前年度比較で減少し、元金で3億7,889万4,000円、利子で3,947万円、合計4億1,836万4,000円を計上いたしております。

なお、今後の組合債の現在高と償還額の推移につきましては、概要書の17ページをご覧くださいたく存じます。概要書の17ページ、今後の組合債の現在高及び償還額の推移でございます。

このグラフでございますが、平成27年度実施事業までの起債額と今後5年間の計画事業に要する起債見込み額を反映いたしました今後の推移でございます。

この間、平成21年度償還額の約13億7,000万をピークに、これまでの建設事業の財源として借り入れいたしました起債の償還が順次終了し、太枠の平成28年度の予算の償還額は、対前年度比較で約1億円減の4億円台となりました。

これによりまして、義務的経費でございます公債費負担の低減が図れ、分担金負担の縮減にも一定寄与したものとなっております。

中期的な公債費見込みといたしましては、細かい文字で恐縮でございますが、現在高は、下の表の8番、リサイクルセンター長谷山でございますが、これが平成26年度に完成いたしましたことや、その下の9番、新折居清掃工場の建設事業を平成26年度から進めており、これら建設事業の実施に伴い、平成29年度まで増加を示しますが、棒グラフでお示しをいたしております償還額は、平成28年度にはピーク時の約3割となる4億1,821万6,000円に減少、その後も、クリーン21長谷山建設による起債償還負担と重ならないように新折居清掃工場建設事業実施年度を配慮いたしました結果、今後も一定の増加を示すものの、財政負担の急激な増加を抑制した償還計画となっているものでございます。

次に、予算書の方にお戻りをいただきまして、予算書27ページ、予備費でございます。予備費については、前年度と同額の500万円を計上させていただいております。

以上、歳出予算のうち、議会費並びに総務費・公債費・予備費の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○**菱田明儀委員長** これより、議会費並びに総務費、公債費、予備費について、審査に入ります。

なお、質問に際しましては、予算書もしくは予算書の概要の何ページの項目について質問というふうにお願いできますか。

それでは、質疑はございませんか。質疑ございませんか。

亀田委員。

○**亀田優子委員** それでは、おはようございます。質問させていただきます。まず、概要書の4ページのところで、職員数の関係なんですけれども、28年度は一般職98人ということで、今年度と比べて2人減員となっているんですけれども、その削減した部署と削減した理由を教えてください。

それから、今年採用試験をされたと思うんですけども、それに対する応募人数と採用人数を教えてください。

概要書の8ページなんですけど、公債費のところ、まず、聞きなれないのが縁故債という、政府債、府資金の後の縁故債というふうにあるんですけども、これはどういうもので、どこから借りているのか教えてください。

それから、今、国の方がマイナス金利になっていますけれども、その利率の高いものの起債を借り換えた方が有利だと思うんですけども、その辺の予定はあるのでしょうか。

それからあと、5ページのところで、物件費なんですけれども、全体を見渡したときに減額になっているところが多いんですけども、その中で、例えば管理的経費でしたら、3番の安全推進及び人材育成に要する経費とか、ごみ関係費でしたら、11番の奥山埋め立てに関する経費で77.3%、15番の沢中継場の関係で84.5%と、かなり大幅に伸びているところがあるんですけども、その理由を教えてください。

以上です。

○菱田明儀委員長 理事者、答弁願います。

杉崎事業部次長。

○杉崎雅俊事業部次長 まず最初に、人件費の方ですけど、100人から98人に、2人減になった理由と、あとは採用試験の状況についてお答えしたいと思います。

まず、28年度の状況ですが、平成27年度に稼働しましたリサイクルセンター長谷山、プラスチック容器包装と粗大ごみの処理センターですけど、そちらのより安定した稼働、長谷山エリアでの排水処理対策の検討、あと、今、最重要課題で進めております折居清掃工場などの更新事業を進めておりますことから、来年度についても現行の体制を基本にした体制を考えておりまして、この体制によりまして、来年度も安心安全な工場運営を行っていききたいというふうに考えております。

結論的に言いましたら、先ほど部長からも説明させていただいたとおり、来年度の予算については、この平成28年1月1日現在での人員をもとに積算しておりまして、今現在再任用フルタイムの職員さん6名を含めまして、ここに書かせていただいています98名、あと、再任用短時間勤務職員19名、これはフルタイムの職員に換算いたしますと11名なんですけど、今言いました98名と11名で職員相当数109名というようなことで予算計上をさせていただいております。

なお、平成27年度のこの110.6人につきましても、同様に、平成26年度の27年1月1日現在での職員数で積算をさせていただいております、あくまでも予算と予算の比較になっておりまして、実際に平成27年度をスタートする段階で、長谷山エリアの組織体制の強化を行うなり、できる限り再任用職員さんを活用する、もしくは、嘱託職員さん、専門的な技術を持たれました職員さん、構成団体のOBの方なんですけど、そういった方を嘱託職員に採用することによりまして、約2名相当減ったということで、現在の98名で27年度の体制を執行しているということになっております。実際には現行の予算執行体制規模で組ませていただいておりますので、実際には28年度スタートするに当たりましては、もう少し、今現在実施をしております採用試験の結果とか、全体的な配置、より適正な執行体制を検討する中で、来年度の執行体制を決めていききたいというふうに考えておりますので、ご理解の方をよろしく願います。

あと、現在の職員の採用試験、来年度の体制を踏まえまして採用試験を行っており、一般技術職なんですけど、技術職とあわせて社会人経験者を募集しております。一般の方が60人の応募がございまして、実際には1次試験を受けていただいた方は57名、社会人経験者の方は13名で、13名を受けていただいております。今、1次合格者を2月5日に発表させていただいて、この21日に2次試験を行いまして、来年度の必要な人員の方の確保を行っていききたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

以上です。

○菱田明儀委員長 橋本財政課長。

○橋本哲也財政課長 それでは、まず、公債費関係の説明をさせていただきます。

8ページに書かれております縁故債という名前ですけども、いわゆる縁故地方債という形になりまして、こちらの方は、発行団体と関係のある少数の特定者などが引き受ける市町村等が発行する地方債という形になっております。当組合でいいましたら、現在借り入れている縁故地方債に関しましては、全て京都銀行さんの方から借り入れしている状況になっております。

借り換えについてですけども、現在、当組合で借り入れしておりますこの長期債ですけども、全体でいきますと平均でおよそ1%の利率になっております。おおむね低利の利率になっておりますので、現在借り換え等について予定等はしておりません。また、組合借り入れております政府債に関しましては、交付税措置も一定ありますので、そういったところからも公債費の負担軽減措置にはなっていると考えております。

次が物件費の方になります。5ページ、物件費、全体では減っているんですけども、その中でも上昇の大きいところがあるというところになりますけれども、経費で増えている項目、説明を簡単にさせていただきますと、管理的経費、3番、安全推進及び人材育成に要する経費、こちらが111.4%と増えておりますけれども、こちらの方には人材育成型の人事評価制度の運用に向けた経費というものを追加計上しておりますので、増えているという状況になっております。

また、ごみ関係経費ですけども、11番、奥山埋立処分排水処理施設の運転に要する経費、こちらが77.3%と大きく増えておりますけども、こちらにつきましましては、復旧再稼働から1年経過する中で、やはり、古い施設を再稼働しておりますので、今後適正に運転するために必要な修繕料でありますとか、ポンプの購入費、槽の清掃等、今後も適正な運転をするために必要な維持管理経費を計上しているというところで、少し増えている状況になっております。

また、沢中継場の運転委託料になりますけれども、こちらも84.5%と増加しております。こちらにつきましましては、平成28年度から、これまでの運搬委託をすることに加えまして、維持管理も含めた一体的な委託とするということにしておりますので、委託料としては増えているような状況になっております。

しかしながら、1つ上、14番を見ていただきますと、ごみ中継業務に要する経費というところで約1,000万減っております。また、7ページ、普通建設事業費、こちらの方の内訳の表、下から3つ目の12番、沢中継場の基幹設備の改修事業費、こちらの方で約1,800万減っております。こういった維持修繕関係の経費も委託料に組み込むというような形になっておりますので、委託料としては増えているようなことになっておりますけども、またちょっと戻っていただきまして、3ページ真ん中あたりに沢中継場ごみ中継費、これがトータルの経費になりますけども、委託料そのものは増えているんですけども、こちらを見ていただきましたらわかりますように、ごみ中継費全体としては減っているというようになっていますので、今後についてもこの減った経費で推移していくという形で考えております。

物件費につきましましては、個別に見れば増えている項目もあるんですけども、

基本的には、各工場の運転経費見直し等の努力によりまして、物件費全体としては約4,000万減額となっておりますので、ご理解の方をお願いしたいと思います。

以上になります。

○菱田明儀委員長 答弁終わりました。

亀田委員。

○亀田優子委員 最初の人件費のところの説明は、よくわかりにくかったんですけども、結局のところは、嘱託職員さんを採用することで正職を減らしてということになるんですか。それと、さらに、職員採用のところもお聞きしたら、2月21日に2次試験があって、まだ決まっていないということなんですが、何人を採用されようとしているのか、98人の中にその採用人数も入っているのか、それとも、プラスして98よりは増えるのかとか、そのあたりがよくわからないので、再度答弁をお願いします。

それから、公債費のところは、縁故債はわかりました。

あと、1%の利率ということなんですが、今、全国的にもマイナス金利の関係でいろいろ言われていますけれども、これまで政府の方から借りている分については、借り換えなんかの条件が厳しくて、借り換えがなかなか進まないという時期もあったかと思うんですが、そういうものは関係していないのかね。1%で低利やから、このままいくということだったと思うんですが、条件的にはそういう借り換えが制限されるようなことがあるのかどうかだけ教えてください。

それから、物件費のところは、説明としては理解できたんですけども、例えば11番の奥山排水施設の関係は、いろいろ問題があってとまっていて、再稼働されたことによって、修繕をとということやったと思うんですけども、こういう施設における改修、修繕のサイクルですよ。何年かたったら、やっぱり、あちこち傷んでくると思うんですけども、改修費のこのサイクル的なものというのは、ここに限らずですけども、どんなふうに見込んで計画を修繕費なんかは立てておられるのかを教えてください。

以上です。

○菱田明儀委員長 杉崎次長。

○杉崎雅俊事業部次長 人件費につきましては、先ほど言いましたように、1月1日現在での98名体制で予算計上させていただいており、実際に来年度の執行体制を検討する中で、多少の増減は出てくるんじゃないかと。それについては、執行過程の中で明らかにさせていただきたいというふうに考えております。来年度の体制については、今のところまだ未確定の部分もございますので、採用人数については若干名というふうに考えております。今後、2月、3月にかけて執行体制をもう少し検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○菱田明儀委員長 橋本財政課長。

○橋本哲也財政課長 借り換えに関する制限というところで、説明します。

基本的に、過去は高利の起債を借りていて、負担が大きいというようなところで、借り換えに国からの補助なりがあって、借り換えを推奨されるということは、過去あったんですけども、現行、そういった制度もありませんので、借り換えそのものに制限ということがあるというのは、聞いたことがございませんので、今後、今が1%で低利だという形で私どもは考えておるんですけども、今言われているようにマイナス金利というようなところで、さらにこの状況、この低利がかなり引き続き続くようであれば、この1%の借り換えが可能なのかどうか、こういったものの検討はする必要があるのかなというふうに考えておりますので、今後、さらに推移を見守っていきたいというふうには考えております。

奥山埋め立てに関しては、衛生費の方でまた説明したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○菱田明儀委員長 答弁終わりました。

亀田委員。

○亀田優子委員 人員体制のところは、未確定というようなご答弁だったんですけども、嘱託の方は、いろいろここで経験された方が一旦定年退職でやめられてまた働かれるということで、それについては、今までの経験とか技術をしっかりと、やめられてからも衛管の業務のために提供いただけるということでは、大変ありがたいことやと思うんですけども、やっぱり、組織というのは、本当に人材だと思いますし、今、団塊の世代の方がどんどん退職される中で、若い方を育てていくというところに本当にどの組織も力を入れていかなければいけないと思っておりますので、そういう点では新しい職員を採用、ぜひしていただいて、次の世代に技術だとか安全管理の問題とか、いろんな面で継承していただきたいなというふうに思っておりますので、そのあたりはぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

○菱田明儀委員長 要望でいいですか。

○亀田優子委員 公債費の借り換えのところも結構です。

以上です。

○菱田明儀委員長 よろしいですか。

○亀田優子委員 はい。

○菱田明儀委員長 ほかにありませんか。

水谷委員。

○水谷 修委員 契約事務でお伺いしますが、今年度、契約違反、契約解除の案件等がございましたでしょうか。少し内容についてご説明いただきたいと思います。

DBOの契約にかかわってでございますが、DBOの契約でDBOの事業受注者が裁量権でいろいろ決めた方針の議会への報告ですけれども、何から何まで公表していただく必要はないかと思いますが、事業者がお決めになった方針等を一定のものについては議会の報告あるいは公表について、どういうふうになっていくのか、これは契約の中でどういうふうにならされているのか、ご説明いただきたいと思います。

また、あわせて、工場のモニタリング制度についても議論がされていますが、これについては、受注者の方の裁量の問題、本組合が決める問題、どちらに契約上なっているのか、ご説明いただきたいと思います。

以上です。

○菱田明儀委員長 理事者、答弁願います。

橋本課長。

○橋本哲也財政課長 27年度の契約の中で、契約違反というか、契約解除があったかというところですが、1件、4月の段階ですけれども、入札によりまして落札されまして、契約行為を交わしました。その後、仕様の中で満たせないというか、その仕様を満たすことができないので、履行の方ができないということで、契約解除の申し出があったという案件が1件ございました。それを契約違反という形で指名停止の処分をしております。契約違反に関しては1件のみになっております。

以上です。

○菱田明儀委員長 山之江担当課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課担当課長 先ほどのDBOの受注者がいろいろ決めたものに対して、契約の中で、その公表がどのようにうたわれているかということでございますが、契約書の中でそういった公表についてうたわれているような条項については、特段ございません。議会の方への報告については、設計等完了して、折に触れ、内容については、報告はさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

あと、モニタリングについてですが、モニタリング制度といいますか、こちらがモニタリングをして業者を監視していくという中身だと思いますけれども、これについては、業者の方が内容を決めるということではなくて、我々が業者と協議しながら、主体的にかかわって決めていくということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○菱田明儀委員長 理事者の方は、もう少し、声が聞き取りにくいのですので、大きな声で答弁願います。

水谷委員。

○水谷 修委員 契約違反は仕様書を満たしていなかったと。仕様書は、入札する前に事業者が持っているわけで、それを満たしているかどうかはわかるわけでしょう。それが落札してから、うちできまへんわと、そんな入札あり得ないと思うんですが、何がどうやったんですか。この資格を持っているかどうかとか、そんなこと、入札前に仕様書を見たらわかりますやん。この仕事をうちでは難しくできませんわというものを取りに来る方がだめじゃないですか。それは、何がどうやったんですか。どの事業者だったんですか。少し説明をいただきますか。そんな入札に入ってくるって、仕様書も見んと入ってきて、仕様書を見て、後からできまへんでしたって、そんなことはあり得ないと思うんですけど、具体的に事業者がどこだったのか、何ができなかったのか説明していただけますか。

それから、DBOの受注者との関係で、設計とか重要なものは議会に報告していくということですので、また、物差しはわかりませんが、必要なものは公表なり議会の報告をよろしくお願いします。

モニタリング制度のことでは、制度を決めるのは本組合の方だということですが、では、向こうのシステムにかかわること、例えばモニタリングシステムで今、原発とか大きな工場ではネットで公表されてますよね。河川とか国の持っている重要構造物なんかは、ネットでモニタリングがリアルタイムに公表されている、そういうシステムにかかわることは、本組合が決めて、それはリスク分担の方で向こうに持たせるということなのか、事業者の方が考えることなのか、そこはどちらになるんですか。

以上。

○菱田明儀委員長 山之江担当課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課担当課長 すみません、今のおっしゃっているのは、いわゆる排ガスのデータの公表であるとか、そういったものを広く公表するとかいう話かと思いますが、それについては、業者の方がこれを公表しますということではなくて、我々がこういう内容を、例えば現場の表示盤に表示するようにしなさいとか、あるいは、そういった情報を我々が業者の方から実際に監視している全ての情報を電子データで入手して組合のホームページで公表するとか、そういったところについては、こちらが主体となって業者を指導していくという形になりますので、業者が決めたことを我々が受け入れるということではなくて、我々が業者を指導、監督していくということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○菱田明儀委員長 橋本課長。

○橋本哲也財政課長 先ほどの契約解除の件ですけれども、業務に関しましては、計装設備関係の年間の保守点検業務という委託業務になります。業者につきましては、指名停止の一覧にも載せておりますけれども、田淵電機産業株式会社になり

ます。基本的に、入札の段階で仕様はきちっと見られております。仕様書をきちっと確認した上で、その仕様内容で業務が遂行できるという確認のもと、入札をされて落札されたということは確認しております。落札された後に、その年間保守業務の中に、24時間対応という仕様がありまして、その中に、折居工場になるんですが、工場の方に何分以内に対応しなさいよというようなところまできちっと仕様書には書かれております。その部分につきましても、入札の段階ではできるという形で業者の方は確認をしておったということなんですけれども、落札後、その保守をするのが機器関係のメーカーさんになるんですけれども、そちらとの折衝をする中で、その部分がきちっとできないというようなところが改めて確認されたというようなところを聞いております。その結果、履行ができないというようなところの判断に至ったということで、契約解除の申し出があったということになっております。決して仕様を見ずに入札されたということは聞いておりませんので、この旨でご理解いただきたいというふうに思います。

○**菱田明儀委員長** 水谷委員。

○**水谷 修委員** よくわかりませんが、別に急に始まった事業でもなく、ずっとやっている事業で、仕事を取ったけど、メーカーに断られたから、仕事できませんという話ですよ。何がどうなって、毎年やっている業務がそんなことが起こり得るのがよくわからへんのですよね。仕様書が厳し過ぎたということじゃないでしょう。同じ仕様書で再度業者を決めて、今しているわけでしょう。取引をしているメーカーが断りはったということなんだろうけども、そんなんはわかっているメーカーと事前に、例えば車を買うのでも、取引しているメーカーで何ぼで売ってくれるという話をつけておいて、これが売れるかどうかというのを、パッカーを売れるかとかいう話をつけておいて、入札に来はるわけですよ。そんなん、メーカーと話をつけんと入札に参加しはったというのは、その入札者の方の問題じゃないんですかね。何でそんなことが起こるんですかね。

それから、DBO受注者との関係ですけども、そうしたら、モニタリングシステムで、例えばリアルタイムにネットにつなぐようなシステムをつくれというのは、別にこちら側が、本組合の方が決めたら、別にリスクは向こうのリスクでやってくれるということになるんですかね。今は、本組合のいろんな測定結果は、事後の公表ですよ。リアルタイムに公表するというのは、今、わりとやっていることで、それは機械的なシステムも含めて必要になると思うんですよ。そんなことをこっちが決めて、リスク分担は向こうでお願いしますということで通るんですかね。その辺はどうなっているんでしょうか。

以上です。

○**菱田明儀委員長** 福西施設部参事。

○**福西 博施設部参事** まず、最初の契約の方のことについて、折居清掃工場では、年間保守点検の計装点検をいたしております、折居清掃工場は、ご存じのように、28年間以上動かしております、計装設備なので、折居の心臓部でござい

ます、今までは1時間とかでも機械の方は保守できましたが、老朽化に伴いまして、今年度から30分以内ということで指定をさせていただきました。これにつきましては、受注者さんも最初はできるということだったんですけども、下請業者さんがあまりにも遠いところの委託さんしか捕まらないということでございまして、今回はちょっとできないということで、ご辞退されたところでございます。

もう1つ、モニタリングの件ですけども、SPCという会社が今後運転していくんですけども、これにつきましては、今、透明化ということがありますので、この辺につきましては、技術提案等につきまして、これをSPCの透明化で、常にリアルタイムで排ガス測定の結果とかをわかるように、パソコン上で見られるようにということで、こちらの方も契約等で結んでおりまして、この辺についてはそれをやっていただけるということでございます。

以上でございます。

○菱田明儀委員長 水谷委員。

○水谷 修委員 要するに入札は毎年と違って、1時間と30分の差で仕様が変わって、それがなかなかうまくいかなかったという程度のことでですね。いずれにしる、受注された方ができんと言うたので、指名停止も含めて措置をされたら、こういうことなので。わかりました。

○菱田明儀委員長 いいですか。

○水谷 修委員 はい。

○菱田明儀委員長 ほかにありませんか。
西委員。

○西 良倫委員 予算書の7ページの歳出項目のところの3の衛生費のところ、前年度と比べて、今年度、この差で見ると、24億の差があるんですが、概要書で見ると、4ページですね、その説明があるんですけども。
そうですか。質問を後でやります。

○菱田明儀委員長 衛生費になりますので。

○西 良倫委員 すいません。

○菱田明儀委員長 次、衛生費でしてください。

○西 良倫委員 いいですか。その中身とかをちょっと、衛生費のところ。すいません、わかりました。申しわけないです。

○菱田明儀委員長 よろしいですか。今の質問は衛生費のときにしてください。次、

衛生費でありますので、次で質問を受けますから。

久保田委員。

○久保田幹彦委員 概要書の21ページなんですが、安心安全な工場運営体制の推進についてですが、先ほどご説明ありました新折居清掃工場については、DBO方式ということは、公設民営方式になるんですが、その中で、モニタリング等々のことは先ほど説明いただきましたんですが、この安全な運営ですね。職員の研修等々のことは、オン・ジョブ・トレーニングなりなんなりで、安全衛生体制をとっていくんですが、同じ敷地、同じ事業所内に今度は公設民営の、民間の企業の社員とかその辺が入って、一緒になってやる部分もあると思うんですが、この工場の安全体制について、そういう状況が予想されますが、そのときに組合としてはどんなふうな考えを安全衛生についてお持ちなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○菱田明儀委員長 よろしいですか。1点だけ。理事者、答弁願います。

山之江担当課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課担当課長 新しい折居清掃工場のDBOにより実施しておる件でございますが、これは、民間業者の社員もその工場内で働いて、今現在夜間等委託しているという部分と、そういった点では大きくは変わらないと思うのですが、DBOでやっていますので、民間事業者が運営時のリスクというものを掌握し、設計段階でこの施設の設計に十分反映するというところで、長期において安全で安定的な運転が図れるというところから、それとあわせて、ライフサイクルのコストの低減が図れるというところが大きなメリットになっておるわけですが、これについて、組合としては民間事業者が運営するものをモニタリングして監視、そして指導、監督していくということになります。

安全体制等の話ですけども、我々も当然モニタリング職員として工場内に常駐して、業者の運営状況を常時監視しているという形になります。何かあったときの体制等については、これは今後、運営事業者と運転管理マニュアル等をきっちり定めて、それぞれが役割分担、それと体制、対応というものを協議しながら確定していくという形になります。

以上でございます。

○菱田明儀委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 さまざまな、いろんな各事業所において民間委託等々をやっておるわけでございますが、全体的に民間と一緒にやって、やはり、同じ目的の仕事をしているわけですから、そういう安全衛生管理といいますか、その辺をもう少し具体的な、一緒になって研修したりとかいうようなことも含めて、それぞれの事業所において進めていただくことを要望して、以上で終わります。

○菱田明儀委員長 いいですか。

○久保田幹彦委員 はい。

○菱田明儀委員長 ほかにありませんか。
中井委員。

○中井孝紀委員 概要書の22ページ、エコネット城南の発行についてお尋ねしたいと思います。

まず、配布方法と、それともう1点、第1火曜日に発行ということでされているようですが、この理由についてお聞かせください。

○菱田明儀委員長 よろしいですか。
杉崎次長。

○杉崎雅俊事業部次長 エコネット城南につきましては、管内3市3町ございますので、大変広いということで、一番コストが安い効率的な手法として新聞折り込みの手法でさせていただいております。現在、約12万4,000部ほど毎月発行させていただいております。発行日については、毎月の第1火曜日、月曜日については新聞休刊日もあるというようなことで、なるべく一番早い月の最初に見ていただくということで、第1火曜日ということにさせていただいております。
以上でございます。

○菱田明儀委員長 中井委員。

○中井孝紀委員 今、新聞折り込みということだったんですが、当然、新聞も取られてない方もおられるということで、配布漏れも出るかというふうに思います。それと、一番安いということでしたが、いろいろな、今、各自治体においてもその配布方法はされているかというふうに思います。ちなみに、久御山町においては、いわゆるいろんな形の配布物を重ねて一緒になってポストイングという形でされております。それで、全戸配布をしているところなんですけれども、その重ねていろんな、京都府のものとか、久御山町のものとか、ほかのいろんなものと重ねることによって、単価も安くなるというような方法で取り入れているところなんですけれども、こういった安く確実に全戸に配布するという方法のご検討はされているのでしょうか。

○菱田明儀委員長 杉崎次長。

○杉崎雅俊事業部次長 従前の方から、議会の方からも配布方法なり印刷形態についてのご指摘というか、ご意見もいただいておりますので、その辺の課題は最重要課題として認識をしております。いろいろ調査をしております。現在の構成団体さんの方でも、3市と久御山町さんで広報紙のポストイング配布をされているということもお聞きしておりますので、それでセットで配布できない

かということも考えておるんですけど、大体新聞折り込みにしたら経費的に3円程度、ポスティングにつきましてはその2倍から3倍、8円から9円ぐらいかかるというようなことも聞いております。あと、そのほかの団体さんでは、なお折り込みを継続されておりましたり、自治会等への配布をされているというような手法をとられている団体もございますので、一体的にポスティングをできないかということも検討はしておるんですけど、その辺については今後の検討課題ということで、今調査を進めております。

以上でございます。

○菱田明儀委員長 中井委員。

○中井孝紀委員 調査をしていただくんですけども、やはり、1枚だけ配ると、当然単価は高くなるかと思うんですけども、重ねて配ることによって、やはり、いろいろな交渉をすることも可能かと思いますので、また、3市3町などと連携をとりながら、安く広く配布をしていただく方法を検討していただきたいと思えます。

続けてなんですが、よろしいでしょうか。環境まつりについてお伺いしたいというふうに思います。

以前は、こちらの方でされていたんですけども、長谷山エリアの方に変更されて、ここに開催目的を書いておられるんですけども、やはり、参加人数がどのように変化をしているのかということと、向こうに変更したことによって、この書いてありますような組合事業の周知というところでは、効果が上がっているのか、この大変重要なし尿、こういったものについての効果が上がっているのかというのは、どのように捉えられているのでしょうか。

○菱田明儀委員長 杉崎次長。

○杉崎雅俊事業部次長 以前、この本庁、八幡地域で開催しておりましたときは、どちらかということ、開催の性格が場所の提供型といいましょうか、フリーマーケットを中心にいたしました家具と自転車のリサイクル市を附属して、構成団体さんの方からは出展をいただくというようなことで、どちらかということ、場所の提供型ということでやっておりました。それについては、約6,000から8,000名程度、公称になりますけど、参加をいただいております。25年度からにつきましては、隣の洛南浄化センターさんの方が処理能力の拡大増強工事をされるということで、お隣を使えなくなるというようなこともお聞きしておりましたので、より原点に立ち返るという意味合いで、長谷山エリア、城陽市の方に工場が集中しております関係上、そこで住民の方に城南衛管がどういった仕事をしているのかということを見ていただく、あと、リサイクル工房等の体験をしていただくというようなことで、組合施設を住民の方に見ていただいて、理解を進めていただくというようなことで、こちらでしたら、雨が降りましたら、完全に中止になってしまいますけど、雨天開催でも可能な、25年度からコンパクトな形に変えております。2回開催しまして、約600から800名程度の動員ということで、

場所の関係もございまして、そういうような人数になっております。

アンケートを住民さんの方にとりまして、約180ぐらいのアンケートをとり、やはり、こういった住民に対して組合施設の紹介が必要だという結果が約97%、住民としては、こういった分別なり組合の事業活動を住民が知るといったことが必要ではないかというようなことをアンケートの結果から出ているというような状況になっております。

○菱田明儀委員長 中井委員。

○中井孝紀委員 以前とは目的も少し違っているということで、参加人数も大幅に違うというようなことのお答えをいただいたんですけども、今回、当初予算では10万円多くつけて、さらに事業を拡大されるのか、周知にお金をかけられるのか、その理由も重ねてお伺いしたいんですが、その参加人数などを踏まえて、今後もこのような形で、このような規模でというような形でお考えなのでしょうか。

○菱田明儀委員長 杉崎次長。

○杉崎雅俊事業部次長 アンケートの結果からも、やはり、長谷山が城陽市の山の中にございますので、なかなか八幡市さん、久御山町さんの住民の方が行きにくいということで、参加者数の構成比からも少ない人数になっております。そういう意味合いで、シャトルバスを毎年配車しているんですけども、その辺、配車台数を来年度強化していくという目的に、10万円程度予算増額をさせていただいております。当面につきましては、ここで書かせていただいていますように、今後についても長谷山エリアにおいて城南衛管の事業活動なり、プラスチックの分別なり、処理の実際の状況を見ていただいて、住民さんの、ここに書かせていただいているように、一人一人がライフスタイルを見直すきっかけにさせていただきたいというふうに考えております。

○菱田明儀委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

上原委員。

○上原 敏委員 すいません、この場でこのことをお聞きしていいか十分わかってないことを先におわび申し上げまして、お話しさせていただきます。

最初の4ページの人件費関係になるところで、ご確認だけなんですけど、ご説明をお聞きしておりますと、一生懸命削減しているということを説明していただいておりますと、大変結構かと思っておるんですけど、その一方で、職員の人件費や人員を削減いたしますと、当然、職員の皆さんの負担というのは増えてくる部分があるかと思っておりますので、そういったところ、一方で、これでは十分に仕事として、そんな待遇だったら無理ですよというようなことがないように、十分に職員の皆さんとお話をなさっているかということを一応確認させていただきたいと思っております。

予算委員会ですので、人件費削減と予算削減というのは、大変いいかと思いますが、一方で、十分な公共サービス、住民サービスを実現するためには、そこに勤務されている方々の待遇が十分であるということも大事かと思しますので、あえて聞かせていただきます。お願いいたします。

○菱田明儀委員長 杉崎次長。

○杉崎雅俊事業部次長 この間、団塊の世代の退職によりまして、職員の構成比が大幅に若返っております。25年、26年の採用で若手職員を約20名程度採用しております。構成比的には100名体制の中で20名がこれまでのベテラン職員から若手職員に入れかわったということで、その職員に対する、少しこれは違うんですけど、教育研修で今後知識と技能の継続を図っていくと同時に、そういった待遇面については、基本的には城南衛管、構成団体3市3町で運営されている一部事務組合になりますので、構成団体なり国の人勸準拠を基本にしまして、職員団体の方と十分協議を図りながら、その辺の給与関係については意見を聞きながら図っていくというようなことを考えておりますので、よろしくお願いたします。

○菱田明儀委員長 上原委員。

○上原 敏委員 十分協議されているので、意思の疎通を図れているという理解でよろしいですか。

はい、以上です。

○菱田明儀委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

秋月委員。

○秋月新治委員 先般、長谷山の方へ視察に行ったときのことなんですが、ごみのベルトコンベヤーで上がってきた際に、分別作業をされていたんですが、そのときに、障がいを持った方たちが第一線で頑張っておられたんですね。それで、僕、見ていたら、非常に危険だなと感じたんですが、というのは、分別するごみの中に液体系薬品とかが入っているということをその場でお聞きしたんですが、そういったことへの対策というのは、何かとっておられるのか、ちょっとお聞かせいただきたいんですが。

○菱田明儀委員長 すいません、今の質問ね、衛生費の一部、半分入っていますので、次、衛生費の説明に入ったときに質問してください。よろしく頼みます。次、衛生費の説明に入ったときです。

○秋月新治委員 その派遣の方たちの賃金のことは、この場でよろしいんでしょうか。この後の方がよろしいんでしょうか。

○菱田明儀委員長 衛生費でしてください。

○秋月新治委員 衛生費で、はい、わかりました。

○菱田明儀委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○菱田明儀委員長 ほかに質疑がないようでございますので、以上で議会費、総務費、公債費、予備費についての審査を終結いたします。

[衛生費]

○菱田明儀委員長 次に、衛生費について説明を求めます。
寺島事業部長。

○寺島修治事業部長 それでは、続きまして、衛生費全般につきましてご説明を申し上げます。衛生費は、組合の根幹業務でございますし尿及びごみ処理事業に要する経費が主なものでございます。

それでは、費目ごとに順次ご説明を申し上げます。

まず、予算書の18ページ、清掃総務費でございますが、し尿・ごみ部門の管理運営に従事する一般職員等の人件費及び組合各施設の場内整備管理業務等委託料などを計上いたしております。

清掃総務費の合計額は6億1,519万9,000円となり、対前年度比較ではマイナス2.9%、1,817万8,000円の減額となっておりますが、減額の主な要因は、この費目に計上している人員の減、及び、新陳代謝により職員給が1,586万3,000円減額となったことなどによるものでございます。

次に、19ページ上段、し尿委託費では、5企業に委託し、実施をいたしておりますくみ取り家庭等の定期収集と臨時的収集などに要するし尿収集運搬委託料など総額2億8,350万2,000円を計上いたしております。対前年度比較ではマイナス6.9%、2,088万2,000円の減額となっております。

これは、くみ取り世帯数の減少に伴い、し尿収集運搬委託料が2,102万9,000円減額となったことによるものでございます。

このほか、転廃業助成車両1台分の助成金3,715万9,000円を計上いたしております。

続いて、19ページ上段の徴収費でございますが、し尿処理手数料徴収事務に要する経費、合計676万1,000円を計上いたしております。

続いて、予算書20ページ上段のし尿処理費でございます。

し尿処理費の総額は2億1,095万6,000円となり、対前年度比較ではマイナス35.9%、1億1,826万3,000円の大幅な減額となっております。

これは、前年度に計上いたしました基幹設備の改修整備工事費1億6,200万

円が皆減となったこと、及び、し尿の効率的な処理に向け、し尿等下水道排水整備負担金を新たに7,000万円計上したことによるものでございます。

ここで概要書25ページの方をお開きお願いを申し上げます。

25ページでございますが、ここでは、過去5年間のし尿及び浄化槽汚泥の搬入実績と平成27年度、28年度の推計量をお示しいたしております。平成28年度の処理計画では4万5,000klのし尿及び浄化槽汚泥を処理する予定でございます。

なお、全体搬入量は、平成22年度の約7割程度に減少いたしているものでございます。

続いて、概要書の26ページの方をお願いいたします。

今後のし尿及び浄化槽汚泥の効率的な処理に向け、全量を公共下水道に排水することとし、平成28年度から下水道排水整備事業を実施するものでございます。今後の事業内容につきましては、ここに記載のとおりでございます。平成30年度以降の排水開始を目標といたしているものでございます。

続きまして、ごみ関係経費のご説明を申し上げます。

予算書の方は、20ページの下から21ページのごみ焼却費でございます。概要書は3ページでございます。

概要書の3ページ、表2の中段のごみ焼却費の欄に記載をいたしておりますとおり、クリーン21長谷山に要する経費10億3,355万1,000円、折居清掃工場に要する経費6億3,533万8,000円、総額16億6,888万9,000円を計上いたしております。

平成28年度は、クリーン21長谷山において稼働年数経過によるごみ焼却施設改修整備工事費等が増加をいたしており、対前年度比較では16.8%、1億4,884万5,000円の増となっております。

概要書の27ページをお開き願います。概要書の27ページでございますが、クリーン21長谷山の基幹設備改修整備事業についての資料でございます。

1は、ボイラーの水管更新工事でございます。図にお示しをいたしておりますとおり、減肉傾向にある1号炉ボイラー第2煙道右側壁の更新をいたすものでございます。

また、下の2は、バグフィルターのろ布更新工事でございます。ろ布の材質をばいじんの払い落としがより向上するものに変更し、焼却処理の安全性を高めるものでございます。

続いて、予算書にお戻りをいただきまして、21ページのごみ中継費でございます。

ごみ中継費は、ごみの中継運搬に要する経費として4,598万7,000円を計上いたしております。沢中継場の施設の老朽化を踏まえ、これまでの運転管理業務に加え、維持管理等を含めた一体的な委託をするものでございます。

続いて、予算書22ページのリサイクル費でございます。缶、瓶、ペットボトルなど容器包装廃棄物等の資源化事業及びリサイクル工場の運営に要する経費、プラスチック製容器包装の資源化処理に要する経費を計上いたしております。リサイクル費の総額は3億2,164万8,000円となっており、対前年度比較では5.8%、1,776万1,000円の増額となっております。

なお、概要書の30ページにエコ・ポート長谷山の工房運営計画の概要を記載しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。概要書の30ページでございます。

平成17年度から開設をいたしております衣服工房をはじめ、各種工房の取り組みは大変好評をいただいております。平成28年度におきましては、新折居清掃工場の建設工事により、折居清掃工場での出張開催はできませんが、ゆめりあうじでのガラス工房、衣服工房など、工房スタッフによる出前工房の5回開催や、小学校PTC授業の出張ガラス教室を引き続き実施するほか、新たに構成市町の公共施設に出向いて衣服譲渡や無料体験教室を開催する予定といたしております。

続いて、予算書にお戻りをいただきまして、23ページから24ページのごみ破碎費でございます。不燃物の破碎・選別処理に必要な運転経費のほか、破碎廃棄物の運搬及び処分委託料など、合計1億8,039万円を計上いたしております。

次に、予算書の24ページ、ごみ埋立費でございます。ごみ埋立費は、グリーンヒル三郷山及び奥山埋立処分地・排水処理施設の維持管理費、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業負担金などのほか、グリーンヒル三郷山の搬入道路改修工事費として1,681万6,000円を新たに計上し、合計では8,600万1,000万円となっております。

概要書の最後のページ、31ページでは、グリーンヒル三郷山の埋立処分実績と埋立計画の概要を記載いたしております。

平成28年度末では全体計画量の約47%が埋め立てられるものと見込んでおりまして、今後の埋立期間につきましては、平成39年度以降も大阪湾広域臨海環境整備センターが使用できることを前提に、現時点では平成45年度までの埋め立てが可能であると考えているところでございます。

次に、予算書にお戻りをいただきまして、25ページ、新折居清掃工場建設事業費でございます。建設工事の本格化により、26億2,170万3,000円を計上いたしております。

概要書では28ページをお願いいたします。概要書28ページ、折居清掃工場更新事業でございます。平成28年度の事業内容、事業計画の工程表及び新工場のイメージパース等をお示しいたしております。

最初に、1の事業内容でございますが、①の建設工事につきましては、平成26年度の設計から既存施設の解体工事を含めまして、平成31年度までの6カ年事業でございます。平成28年度はその3年目でございます。

また、②の施工監理業務につきましては、平成27年度から29年度までの3カ年事業ということでございまして、2年目に当たるものでございます。

さらに、次の③に記載をいたしておりますとおり、承諾申請図書に係る審査の技術支援業務の委託をするものでございます。

続いて、中段2の事業計画でございますが、建設工事は、平成27年度の下半期に工事着工をいたしまして、平成29年度に工事完成、平成30年度に工場の本格稼働というスケジュールで進めることといたしております。

なお、解体及び跡地の整備工事につきましては、平成30年度、31年度に実施の予定でございます。

続いて、3では、建設に係る事業費を表にまとめております。全体の建設事業

費は91億5,530万4,000円ございまして、年度ごとの事業費、財源内訳につきましては、この表に記載のとおりでございます。

平成28年度の建設事業費は26億2,072万7,000円となっております。

次の29ページでございますが、ここでは、本年1月時点の現場写真及び完成予想図を掲載いたしております。

以上、衛生費の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○**菱田明儀委員長** 暫時休憩いたします。11時35分まで休憩します。

午前11時21分休憩

午前11時31分再開

○**菱田明儀委員長** 全員そろいましたので、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。質疑はございませんか。

服部委員。

○**服部 正委員** ありがとうございます。

私は、新折居清掃工場の更新事業のことに関連してお聞きしたいのですが、この予算書25ページ、概要書28ページの折居清掃工場更新事業に関連してお伺いしたいと思います。

この折居清掃工場につきましては、以前も安全対策についてお伺いした経緯があるんですが、最近、一概にはこの折居清掃工場の更新事業の車両とは限らないのですが、ダンプ等の土を落としたり、それから、拳3つ分ぐらいの大きな石が落ちていたりという事例をよく近隣の方から聞いております。以前から近隣住民からは安全対策、そして、工事車両のこういう土とか石を落とすような、これも安全対策についてよくお声をいただくわけなので、この安全対策について、ちょっと関連してお聞きできればと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○**菱田明儀委員長** 山之江担当課長。

○**山之江亨新折居清掃工場建設推進課担当課長** 工事用車両のご質問だと思うのですが、この工事用車両、12月に工事着手してから2カ月半たっていますので、やはり、その間、1日当たり非常に多くの台数が、折居工場のダンプトラック等が通っておりますので、いろいろと地元の方にもご迷惑をおかけしているところかと思っておりますけれども、ほかの工事用車両も通っておりますので、一概におっしゃっているように折居工場の分とは限らないですけれども、我々折居清掃工場の工事用車両については、制限速度の遵守であったり過積載防止といった、こういった法令順守というのは、当然守るべきこととして指導しておりますし、実際に守っておるわけですけれども、それ以外にも出入りに交通整理員をつけたりだとか、また、周辺の道路に土砂等を落とすことのないようにタイヤ等を洗浄したり、また、飛散防止装置のついたダンプトラックで運搬するように、こういったこと

に努めておるわけでございます。これらのことは、要求水準書にも記載しております。受注者はこの要求水準書を守る形で、満足する形で施工計画書というものを立ててきて、それを我々はチェックをして、業者と打ち合わせをして指導しているということになります。

先ほどご指摘のあったような事例がもしありましたら、我々としては直ちに現地を確認して、受注者において撤去するというのを当然行ってまいりますし、受注者は改めて再発防止策というものを立てて、我々と協議して、それを行っていくこととなります。

今後、現状よりも工事用車両というのは、本格的に工事が始まっていくにつれて増えていくという見込みですので、我々、今おっしゃっているような声が地元の方からあるという話ですので、さらにダンプトラックについては抜き打ちで追跡調査を行うとかいうことも含めて、さらに業者指導の充実を図っていきたいと思います。

ただ、全ての台数を、我々職員が1台1台全ての台数について回るということは、現実的に不可能ですので、我々で気づかない点というのは、住民の方から通報をいただくなりしていただくことがいいかと思うんですけども、気楽にといいますか、気軽に我々にそういった声が伝わるように、これからも自治会への説明会とか、また、そういったことを通じて住民の方とコミュニケーションの充実を図っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○菱田明儀委員長 服部委員。

○服部 正委員 ありがとうございます。日々、いろいろと努力させていただいて、ご検討もいただいているということですが、3点ほどお伺いしたいのですが、その工事車両の追跡調査というのは、現在行われているのか、また、今後どのような程度で行われるご予定があるのかないのか。それから、もし土砂等を落としているという事例があった場合に、即座に向こうさんの方に、工事車両の会社の方に通告していただけるのか。あと、ダンプが折居清掃工場工事車両というのがわかるような何か表示というものがあるのかどうか、この3点についてお伺いできればと思いますので、よろしくお願いたします。

○菱田明儀委員長 山之江担当課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課担当課長 現在のところは、まだ工事車両の追跡調査までは行っておりません。今後、工事用車両が4月、5月あたりにかけて増えてまいりますので、そういった中で、今ご指摘のような事例もあるというふうにご指摘いただきましたこともありますので、追跡調査を行って、これはダンプの後ろに抜き打ちでずっとついて回って、落とすことがないか、あるいは、法令の速度を守っているか、過積載がないか、所定の場所にきちんとそういった残土を搬入しているかということを確認していくということになります。もし、万が一にもそういった追跡調査をしている段階で落石、あるいは、法令遵守をし

ていないというような事例がありましたら、即座に、これは受注者の方にきっちり伝えて、改善するように即座に指導します。また、落石等がありましたら、これはすぐ撤去するようにいたします。

それとあと、ほかの工事用車両というのも、公道でするので通っておりますけれども、折居清掃工場の車であるということがわかるように何か表示をしているのかということでございますけれども、これについては、フロントガラスのところなんですけれども、A3程度の折居清掃工場の車両だとわかるような表示をしております。これには色がついておりますので、フロントガラス側から見ればわかるような形になっておりますので、それでご確認いただければと考えております。

以上です。

○菱田明儀委員長 服部委員。

○服部 正委員 ありがとうございます。日々努力されていて、非常にお忙しい中ご尽力いただいているというのは、よくわかりました。今後、追跡車両のご検討については、安全対策の面で非常に重要だと考えますので、よろしくご検討していただきたいということでご要望させていただきます、終わります。

以上です。ありがとうございます。

○菱田明儀委員長 ほかに質疑ございませんか。

秋月委員。

○秋月新治委員 先ほどの質問なんですけど、ここでもよろしかったんでしょうか。

○菱田明儀委員長 はい、結構です。

○秋月新治委員 先般、クリーン21長谷山に視察に行ったときのことで、障害を持っておられる方たちが選別の前面に立っておられて、それで、持ち込まれたごみがベルトコンベヤーで上がってきたときに選別をされていたんですが、そのときに大変危険やなど感じたんですね。それで、当局の方では安全管理という観点では、どのような観点で、どのような方針でやっておられるのか、その辺をちょっと伺いたいんですが。

○菱田明儀委員長 池本課長。

○池本篤史施設課長 リサイクルセンター長谷山につきましては、プラスチック容器包装の資源化ラインの維持管理及び運転等を業者の方に委託しておりまして、その中の一部選別工程、そのあたりを障がい者の方に雇用という形でいただいているところでございます。

その安全対策等につきましては、その委託先であります極東サービスとうちの方で共同で会議を行うなどをしながら、その対策に係る指導等を行っておりまして、特段お任せしたままでしているとか、そういうことではございませんので、

ご理解の方をよろしく申し上げます。

○菱田明儀委員長 秋月委員。

○秋月新治委員 多分、知的障がい者の方じゃないかと思うんですが、もしそうなら、どういうんですかね、一般の方よりもより丁寧な指導が要るんじゃないかと考えるんですね。それと、もう1点は、通常の一般の方であっても、例えば硫酸が紛れているとか、塩酸が入っているとかいうことが起こり得るわけなんですけど、特に知的障がいの方がおられるのであれば、そこはさらに問題になると思うんですね。それで、大きなけがをされる前に、もうちょっと工夫していただきたいんです。それで、これは僕の要望なんですけど、もしそのラインを並べるときであっても、一般的な方を一番最前列、そして、その辺が済んできた一番後列、このあたりに障害を持っておられる方を配置するか、もう少し安全性の高い職場に配置するように、それは1つ要望しておきたいと思います。

それから、もう1点は、採用現場をご両親であったり、もしくは後見をされている方がご覧になるような機会は今まであるのかどうか、その辺もちょっとお伺いしたいんですが。

○菱田明儀委員長 理事者、答弁願います。

池本課長。

○池本篤史施設課長 ちょっと説明不足で申しわけありません。委託先の方で指導員の方がついていただいておりますので、その方と一緒に作業をしていただいておりますので、その辺は徹底できているかなと思っております。

また、いろいろな災害等は想定いたしまして、協議の方とかさせていただいておりますので、その辺もご理解いただけたらと思います。

あと、親御さんとかのことにしましては、八幡の作業所の方が実際に入っておられまして、そちらの方にお任せしておりますので、その辺につきましては、ちょっと把握しかねておりますが、その辺の部分、ご理解いただきたいと思えます。すいません、よろしく申し上げます。

○菱田明儀委員長 秋月委員。

○秋月新治委員 その八幡の方の作業所というのと、それから、今の現場とは環境はほとんど一緒なんですか。それとも、違いがあるんでしょうか、採用内容に。

○菱田明儀委員長 池本課長。

○池本篤史施設課長 すいません、八幡作業所というところから来られている方が働いておられまして、環境が一緒というわけではないです、すいません。説明不足で申しわけありません。

○菱田明儀委員長 秋月委員。

○秋月新治委員 先ほどの指導員の方というのは、業者の立場の方なんでしょうか。それとも、行政側の立場の方でしょうか。

○菱田明儀委員長 岡所長。

○岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長 指導員の方でありますけれども、業者の方から配置されております。

以上です。

○菱田明儀委員長 秋月委員。

○秋月新治委員 業者ということであれば、利益関係から言うたら反対側になるわけですね、ある種。ですから、本人の立場を擁護するような立場の方の指導みたいなのが僕は要るんじゃないかと思います。

それと、先ほどご両親であったり後見人の方が一度あの作業現場を見ないと、僕は納得するかなと。もし僕が自分の子供があそこで働いているんだったら、あの対応では、僕はちょっと問題だなと思います。もし皆さんのお子さんがあの現場で働いておられて、ごみと一緒に硫酸とか塩酸とか入ってきたら、どう思われますか。そのあたりをもう少ししんしゃくしてあげてほしいと思っております。それも要望として上げておきます。要望で結構です。

それから、もう1点。賃金の格差は出てないかどうかなんですが、外部委託でしょうから、一般的な健常者の方と、それから今回の障害を持っておられる方、この方たちの時間単価で差は生まれているのかどうかをちょっとお聞きしておきたいんですが。

○菱田明儀委員長 太田部長。

○太田 博施設部長 リサイクル長谷山の今のラインの作業所のことですが、まず整理しますと、契約形態としましては、容器包装プラスチック、こちらの方のラインについては、極東サービスという会社に委託させていただいております。その中で、委員おっしゃいますように、分別のラインについては、当組合の方からできるだけ障がい者雇用促進ということで、そういう施設にお願いしていただきたいということで、受託会社であります極東サービスさんをお願いいたしまして、極東サービスさんの方から八幡の共同作業所というところで契約されております。

当組合としましては、その中の雇用障がい者の賃金等については、把握はしておりません。

以上でございます。

○菱田明儀委員長 答弁終わりました。

秋月委員。

○秋月新治委員 最終的には、こちらから委託しているわけですから、ですから、委託業者に任せているというものの、やはり、賃金格差が大きく出てないかどうか、そして、一番ハードなところで働いておられますので、だから、より一層の手当が僕は要るんじゃないかと思imasuので、最低でも賃金格差があってはならない。

それから、もう1つ、先ほど言いましたように、第一線で、一番危ないところにおられますのでね。これを並ぶのであれば、もうちょっと後ろの方とか、それから、それでご両親とかそういう方に1回見学に来てもらって、こういう作業をしているんですよと、そういうことをご理解いただいた上でやっていくというのが僕は一番やり方としては公平であったり、事故を防止できるんじゃないかと思imasuが、その点はどういうふうに思っておられるか、もう1回お聞きしておきたいと思imasu。

○菱田明儀委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 実際に私どもが業務を委託する中で、障がいを持たれた方に作業に従事していただいているということの中で、当然、委員からご指摘がありましたように、その人たちの安全の問題、そしてまた、当然そこでこういった形の賃金体系で従事していただいているかということは、また我々としては包括的な責任はあるというふうに思っておりますので、当然、安全対策につきましても指導員をつけ、そしてまた、必要な防護装置をつけて、十分危険のないように、委託業者と緊密に調整しながらやっているつもりでございます。

そしてまた、賃金の面におきましては、直接雇用ではございませんので、当然その中で賃金格差という意味合いが必ずしも、いろんな意味合いがあろうかと思imasuけども、障がい者であるから安くていいというような形で私どもが積算をして、委託料を積算しているわけではございませんので、それぞれの委託業者の中の状況に応じて、必要十分な賃金をお支払いになっていると、このように理解をいたしているところでございます。

いずれにいたしましても、確かにそういった業務に従事していただいているわけでございますから、我々といたしましても、直接雇用という立場ではございませんが、少しでも障がいを持たれた方の雇用の場になり、そしてまた、障がい者の方にとってもこれがプラスになるような形で今後とも運営していきたいと思imasuので、ご理解いただきたいと思imasu。

○菱田明儀委員長 秋月委員。

○秋月新治委員 努力していただいているというのはわかりましたけど、今言いましたように、知的障がいのある方ですので、より一層の監視であったり指導を特に特にお願ひして、終わりたいと思imasu。

以上です。

○菱田明儀委員長 よろしいですか。

○秋月新治委員 はい。

○菱田明儀委員長 ほかに質疑ありますか。
久保田委員。

○久保田幹彦委員 2点質問をさせていただきます。1点ごとにやりますので、よろしくお願いたします。

まず1点目は、予算概要書の5ページ、物件費のごみ関係経費にある10番の奥山埋立処分地浸水対策経費が皆減、ゼロとなっているのですが、28年度以降、今後の対策を何か検討されているのでしょうか。お願いたします。

○菱田明儀委員長 川島所長。

○川島修啓クリーン21長谷山所長 現在、奥山埋立処分地ですけれども、埋立地から発生いたします浸出水、汚水ですけれども、これを排水処理施設におきまして処理するなど、廃止に向けた維持管理を行っておるところでございます。しかしながら、現状は排水処理施設におけます排水基準の管理、昨今の局地的豪雨によります量の管理などに大変苦慮をいたしておるところでございます。今後の中長期的な奥山埋立処分地、その排水処理施設ですけれども、この展望を再構築する必要がございますので、今年度、奥山埋立処分地排水処理施設に係ります維持管理対策等の調査、その検討を行うという業務につきまして、コンサルを活用することにより実施をいたしておるところでございます。今後は、そのコンサルの報告をもって調査内容を精査させていただきまして、28年度中にその方向性を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○菱田明儀委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 はい、わかりました。28年度はゼロであるけれども、今後とも管理、維持管理についてはやっていくということでわかりました。

前に、奥山排水処理施設において改善命令などを受けて復旧、再稼働したということを知っているんですが、今後の効果的な対策、今おっしゃったように、よろしくお願することを要望して、この件は終わります。

2点目に、予算概要書30ページにありますエコ・ポート長谷山工房運営計画に新規事業とあるのですが、実際どんなものなのか、また、構成市町の公共施設へ出向くとありますが、具体的に対象と考えているようなところはあるのでしょうか。お答をお願いします。

○菱田明儀委員長 花畑所長。

○花畑久仁浩エコ・ポート長谷山所長 ただ今ご質問のありました工房運営計画における新規事業についてお答えさせていただきます。

毎月定例の折居清掃工場での出張開催がこれまでございましたけども、27年度の12月から新折居清掃工場の本格更新工事が始まりまして、それに伴いまして一時休止となっております。それに代わる新事業としましてはなんですけども、年3回程度、構成市町の公共施設をお借りしまして、衣服譲渡並びに無償の体験教室を開催することとしております。この中で行います衣服譲渡については、管内の住民の方からご提供いただいた衣類等を組合施設まで足を運んでいただかなくても譲渡できる新たな試みとなっております。これに衣類及び廃ガラス等を利用した無償のリサイクル体験教室を加えまして、3Rの活動をボランティアとともにやりたいと考えております。

まず、今現在の段階での公共施設の候補地としましては、城陽市では文化パーク城陽、八幡市では八幡市文化センター、あと、久御山町におきましてはふれあい交流館ゆうホール等を考えております。

以上でございます。

○菱田明儀委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 ありがとうございます。

このリサイクル、いろんな工房の教室といいますか、これ、私も以前に公民館のサークルをお連れして、ガラスの教室ですか、やったので、非常に好評でございました。リサイクルを推進、理解の上でも非常に重要だと思いますので、今後ともいろんな対策、及び、非常にいろんなところへ出向くということはいいことかと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げまして、期待をいたしまして、要望として終わります。

以上です。

○菱田明儀委員長 よろしいですか。

午後1時まで休憩します。

午前 11時55分休憩

午後 0時58分再開

○菱田明儀委員長 全員おそろいになりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

衛生費の審査を続けて行います。ほかに質疑ございませんか。衛生費の質疑。

山内委員。

○山内実貴子委員 概要書の方の30ページのエコ・ポート長谷山工房運営計画なんですが、午前中も質問が出て、大体のことは教えていただいたんですが、この新規ではなく、今までの事業の中で、ここにも今年の回数が書いてあるんですが、

平成27年度と比べて拡充と申しますか、増えている部分はあるのでしょうか。

それと、毎回いろんな工房がいつも定員、結構いっぱい人気やというふうにお聞きするんですが、いつもいつもそのような状態で開催されているのでしょうか。教えてください。

○菱田明儀委員長 花畑所長。

○花畑久仁浩エコ・ポート長谷山所長 まず、27年度と28年度と比べまして、開催数、こちらの方、折居の方が定例開催が減っておりますので、実質的には38ほどマイナスになるんです、トータルしますと。ですので、折居の分が毎月2回やってございますので、これが単純に計算しますと23回分、これがまるっばなくなるという形になるんですけども、その折居の分をエコ・ポート長谷山で開催させていただいて、なおかつ新規事業としまして、今度出張がちょっと減りますので、出向いて、今回公共施設の方まで出向きまして、衣服譲渡も新たにやるという計画としております。

2点目のご質問にありますように、実際の教室等は人気もございまして、何せ定員枠が限られておまして、人気のものはすぐお待ちいただくというか、キャンセル待ち状態になります。拡充としましては、その定員枠をできるだけ多くの方に、キャンセル待ちも含めて、材料等の関係はございまして、そちらの方も便宜を図りながら、10名枠のところを12人、2人増やせませよという形で毎回工夫はさせていただいています。ですので、20名とか30名となりますと、ちょっと材料の関係がございまして、また、新規事業の方では無償の教室という形で加えましてやります。こちらの方は教室なんですけども、無償ですので、大体50名程度を予定しております。ですので、3回ですので、150名さんの枠を考えております。これは、時間的にも大体20分程度でできる簡単なキット的なものを用意しまして、気軽にリサイクルを体験していただくような形で啓発活動を行いたいと思います。

以上でございます。

○菱田明儀委員長 山内委員。

○山内実貴子委員 ありがとうございます。本当にエコ・ポート長谷山等、また城南衛生管理組合がやってくさっているそういうことも含めて、いいPRの機会になると思いますので、ぜひまた拡充等考えていただいて、28年度もよろしくお願いします。

以上です。

○菱田明儀委員長 ほかにありませんか。

中井委員。

○中井孝紀委員 概要書の31ページについてお伺いしたいと思います。

このグリーンヒル三郷山の埋立処分の実績等を書いていただいているんですが、

聞き漏らした点があるのかもしれないのですが、もう1度教えていただきたいと思います。処分量が平成27年は1,836㎡になっておりますが、平成28年は800㎡、またその後、平成29年度以降、毎年の計算をさせていただくと、年で約2,860㎡という形でまた増えてきている形になっているんですが、この数字の変化について教えていただきたいと思います。

○菱田明儀委員長 よろしいですか。理事者、答弁願います。
親見所長。

○親見善人グリーンヒル三郷山所長 平成27年度の見込みにつきましては、リサイクルセンター長谷山稼働に伴いまして、不燃残渣の一部を6月まで埋め立てたことによりまして、見込み量として1,836㎡となっております。来年度の計画につきましては800㎡となっておりますが、これにつきましては、アルミ選別残渣を焼却処理しておりますことと、リサイクルセンター長谷山から発生する不燃残渣等につきましては、宇治廃棄物処理公社に委託することによりまして、800㎡とさせていただいているところであります。

これ以降、29年度から30年度等の計画につきましては、平成19年度から21年度の平均の埋立量で計画量として仮置きをさせていただいているというように記載させていただいております。

以上です。

○菱田明儀委員長 中井委員。

○中井孝紀委員 少しわかりにくかったんですが、その27年、28年の分は特別にそういった形で別に処理をするけれども、29年度以降はまたもとに戻して、同じように埋め立てていくという説明ということでしょうか。

○菱田明儀委員長 親見所長。

○親見善人グリーンヒル三郷山所長 29年度以降の計画量につきましては、あくまで、今言いましたように仮置きという言い方がちょっとおかしいかもしれませんが、各年度ごとの前年度に一定精査をいたしまして、計画量をまた見直すというような形にしております。

○菱田明儀委員長 中井委員。

○中井孝紀委員 といいますのは、平成45年度までは埋め立てを可能にした計画という形で出しているんですけども、やはり、今とりあえずというような形の答弁だったように感じたんですが、先々、まだ埋め立てが可能になることも想定ができるかと思うんですけども、またできなくなるのかもしれないんですが、これ以降などもいろいろとご検討されているということなんでしょうか。

○菱田明儀委員長 親見所長。

○親見善人グリーンヒル三郷山所長 計画量につきましては、毎年見直しをさせていただくというような形をとっておりまして、現状、45年度までは埋め立てはできるという計画にさせていただいております。前提といたしましては、大阪湾の焼却灰の埋め立てが39年度以降も可能であるということを前提とさせていただいております。また、大阪湾広域臨海環境整備センターにおきましても、次期埋め立ての計画を要望していきまるとともに、その推移によっては2期の埋立処分地の検討も必要になってくるのではないかと、このように考えております。

○菱田明儀委員長 ほかにありませんか。

亀田委員。

○亀田優子委員 何点かあるので、よろしくお願いします。

まず、概要書の7ページなんですが、クリーン21長谷山改修整備事業費で、後の方で工事の写真とか、それから内容も説明いただいたんですけども、もう少し詳しく工事の内容を教えてください。このボイラー水管更新工事というのは、今回初めてする工事なのか、それから、これからこういう減肉傾向のところを更新するということでしたけれども、また何年かしたら出てくる工事なのか、そのあたりを教えてください。

それと、バグフィルターのろ布更新工事も、ばいじんを払い落とすことがより可能になることということなんですが、当初からこういうPTFEという素材を使わなかったのは、何か理由があるのかどうか教えてください。

それと、長谷山の方は建築後10年ぐらいたっているんですかね。今後の改修計画とか改修内容をどのように持っておられるのかを教えてください。

それから、概要書の7ページです。し尿等下水道排水整備事業費7,000万とあるんですけども、これは、八幡市の公共下水道を使うということで、それに伴う工事だと思うんですが、これに基づいて、今後まだ、もう少し先になるんですね、使うのが。30年度だと思うんですけども、八幡市に支払う公共下水道料金を幾らぐらい見込んでおられるのか教えてください。

それから、概要書の11ページです。市町別分担金の状況なんですが、ここでごみ関係は増額になっていますけれども、し尿処理のところは、八幡市と井手町が減額なんですけれども、これの理由と算出方法を教えてください。

それと、13ページで資源化物売払収入は、これは先日も若干質疑がありましたけれども、中国経済の関係でこのように減収になっているということですけども、こういう状況がいつぐらいまで続くと見込まれているのか、それから、少しでも高く売れるようにということで、どんな努力をされているのか教えてください。

それと、これは何ページということではないんですが、折居清掃工場の関係で、これは建築と長期運営委託がセットになっていますけれども、今のクリーン長谷山と同じように、今後建設されても定期的な改修とか修繕なんかが発生してくる

と思うんですが、そのときにどのような形で私たちに示してもらえるのか、長期運営委託ということで、日立ですかね、全くお任せなのかどうか、そのあたりの改修内容はどんなふうを示していかれるのか教えてください。

それから、プラスチックごみの回収なんですけれども、今年の1月から始めて丸1年がたちましたけれども、この1年間の実績を教えてください。市町別に聞くとまた時間がかかるので、そのあたりの詳しい数字はまた資料でいただきたいと思います。

それから、現在処理量は、1日当たりの処理量はどんなふうになっているのか、安定しているのかも教えてください。

それから、概要書の24ページの一般廃棄物処理実施計画というのが書かれているんですけれども、これを見ていると、これだけ見ていたら、プラスチック容器包装を処理することによって、ほかの不燃ごみ、可燃ごみがどのように変化が起こっているのかがよくわかりませんし、それから、プラスチックごみの廃棄物の量とか資源化物、それから、資源化されてからの量の数字がわかりにくいんですけれども、そのあたり、28年度、どんなふうにプラスチックごみの収集量、資源化量を見込んでおられるのか。それから、プラの回収によって、可燃ごみ、不燃ごみの回収量がどんなふうに変化をしているのかを教えてください。

それから、プラごみの排出量のランクがありましたよね。始まった当初、Aランクだったけれども、夏場を過ぎてBランクに下がったということですが、今現状はどんなふうなランクになっているのか。それによって、合理化拠出金というのはどんなふうに変化してくるのか教えてください。

それから、午前中のプラのところの質疑を聞いていて、すごく不安になったんですけれどもね。選別の中で硫酸とか塩酸が入ってきているとか。そういうようなことが言われてましたけれども、安全対策というのは、やっぱり、ごみの質を上げることが一番の安全対策だと思うんですね。ランクが下がったのも、たしか禁忌品としてライターとかそういったものが入っていたことで下がったと以前にお聞きしましたけれども、いま一度その安全対策として、やっぱり、プラスチック容器包装に限定したごみを収集するということが大事だと思うんですが、そのあたりの努力はどんなふうに行われているのか。

それから、障がい者の方が作業されてますけれども、指導員がついているということで答弁がありましたけど、この指導員というのは業者ではないはずなんです。作業所の職員が指導していると思うんですけど、その辺は答弁が違うと思うので、業者が指導しているというふうに答弁されませんでした。その辺ちょっと訂正が必要なら、しておいてほしいと思いますけれども。

それと、やっぱり、安全対策でいえば、賃金の問題もそうですけれども、より安全な環境で作業してもらおうということであれば、委託費なんかの増額も含めて安全対策を考える必要があると思うんですが、委託費の考え方はどんなふうに行われているのかを教えてください。

以上です。

○菱田明儀委員長 亀田委員、資源収入については、後で歳入のところで改めて。最初の質問あったと思うんですけども、歳入で質問していただけますか。

○亀田優子委員 使用料収入。

○菱田明儀委員長 そうそう、それを歳入の方でしていただけますか。

○亀田優子委員 はい。

○菱田明儀委員長 理事者、答弁願います。

川島所長。

○川島修啓クリーン21長谷山所長 私の方からはクリーン21長谷山関係についてご答弁をさせていただきます。

まず、ボイラーの水管工事の実施についてですけれども、クリーン21長谷山においては28年度が最初です。初めての工事になります。

それと、今後とも必要となるのかということですが、クリーン21長谷山におきましては、いよいよ来年で稼働10年を迎えることになりまして、一般的に言われます設備の耐用年数時期がそこら、ここら発生してまいります。特にボイラー関係ですけれども、クリーン21長谷山におきましては、電気事業法、発電用ボイラーになりますので、基本的に一定の水管の肉厚を保つことということで、そちらの方が義務づけられておる関係で、毎年ボイラーの肉厚の測定を実施いたします。その結果、水管が最小肉厚というのがあるんですけれども、それを下回るような結果が出るようであれば、何らかの措置を講じていかなければならないと考えております。同じような工事を引き続きお願いしていくということになると思います。

それと、バグフィルターのPTFEの使用に関してですけれども、クリーン21長谷山稼働当時は、今の設置メーカーとしてのPTFE製材質のバグフィルターはございませんでした。当時は今のガラス繊維製のバグフィルターしかなかったものでございます。

それと、今後の改修計画ですけれども、廃棄物処理施設ですので、施設を安定して長期稼働させるためには、計画的に保全計画を実施して、工事施工する必要がございますし、先ほど申し上げましたように、各設備の耐用年数等を考慮する中で、現段階で保全計画を策定しておるところでございます。

以上です。

○菱田明儀委員長 岡所長。

○岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長 ご質問の最近のプラスチック製容器包装の搬入状況、資源化率はどうなっていますかということですが、平成27年1月から12月まで、年度をまたいでおりますが、12カ月間で搬入量は4,443トンとなっております。プラスチック製容器包装のペールの搬出量は約2,870トンとなっております。資源化率は64.6%となっております。

搬入物の状況といたしましては、分別収集開始当初と比較しますと一定改善さ

れてきておりますが、不適物等の割合については依然としてプラスチック製容器包装以外のプラスチック製品や紙くず、木くず、食品残渣などが依然多い状況にあります。今後につきましても、さらなる資源化を促進するために、構成市町と啓発等に努めてまいりたいと考えております。

それと、先ほど選別の指導員が業者と申しましたが、城南衛生管理組合で監督しているのかと間違いいたしました。実際、委託しております業者、八幡作業所の方が指導員として指導されております。

(「作業所違うよ」と呼ぶ者あり)

○岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長 次に、硫酸、塩酸等の危険物対策がありますけれども、今まで、硫酸、塩酸が搬入されたという報告は受けておりません。ただ、先ほども言いましたように、禁忌品、ガスライター、はさみ等、数多く搬入されておりますので、先ほど部長からも答弁ありましたが、委託業者及び私どもと緊密に会議をとりまして、安全対策については十二分に対策しております。引き続き安全対策についてやっていく予定としております。

次に、プラスチック製容器の1日当たりの処理量であります。4月から12月までの平均で、20.87トンとなっております。

プラスチック製容器包装のベールの品質調査の件であります。処理後のプラスチック製容器包装の引き渡し先であります日本容器包装リサイクル協会が実施されますベール品質調査は、年1回であります。その結果につきましては、昨年11月9日の廃棄物処理常任委員会で報告させていただいているところでありますが、その後、搬入されたプラスチック製容器包装と手選別処理後に圧縮梱包し、搬出するプラスチック製容器包装、それぞれの組成については、平成28年1月に組合において独自で組成調査を実施しております。その結果によりますと、リサイクルセンター長谷山で処理後に搬出するプラスチック製容器包装のうち分別基準に適合したプラスチック製容器包装の割合は約9割、88%となっており、昨年日本容器包装リサイクル協会において実施された調査結果と同程度の結果となっております。まだまだベール品質を向上させる必要がありますので、引き続き構成市町と協働して分別の啓発や組成調査、施設における不適物除去の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○菱田明儀委員長 福西参事。

○福西 博施設部参事 新折居につきましても、建築と運営が行われるわけですが、運営についてどのように監視していくかという質問でございましたけれども、一応71億円、20年間示されておまして、これにつきましては、既にどういう平準化で行っていくか、修繕、点検費及び維持管理費が示されております。これについて、1年間ごとの運営を行っていただきますので、これについてのサービス提供といえますか、運営費につきましては、私ども組合のモニタリングで収支についてキャッシングフローといえますか、そういうことについて審査していき

ますので、これについてはこのように監視していきたいと思っております。
以上でございます。

○菱田明儀委員長 答弁終わりました。

○亀田優子委員 資源化物の売払収入も歳入ですか。

○菱田明儀委員長 歳入です。すいません、漏れてました。それは歳入で言うてください。

○亀田優子委員 すいません、歳入の方も言ってしまって、申しわけないです。

クリーン21のところは、毎年肉厚の測定をして、それに適合していない部分については、また工事をしていくということの理解でいいんですね。わかりました。

バグフィルターのところも10年前にはこの素材がなかったということで、新折居についてはこういうものを採用してやっていくということなのかどうかを教えてください。

それと、クリーン21のところは、計画というのは衛管としても持っておられて、それに沿ってやっているという理解でいいんですかね。

わかりました。あと、プラスチック容器のところは、答弁を聞いていまして、ちょっと矛盾を感じるのは、不適物が禁忌品以外にも紙くずとか木くずとか、そういうものが入っていて、そういうものの除去に努めるというような答弁でしたけれども、まず、1日の処理能力も処理量ももともと17トンで稼働するような施設ですよ。それが20.87トンということで、3トンオーバーをしていて、そうなれば、選別するところについても、やっぱり、業務量としてはオーバーしてくると思いますし、入ってくる段階で、適合している、市民が、住民がまずごみとして出すときにしっかりとプラスチック容器だけを排出するようにしないと、なかなかそれが全部それぞれの構成市町でまとまって出てきたときには、1つの袋の中にまざって入ってきているわけですから、その辺の啓発というふうにおっしゃいますけれども、もっと市民にとってわかりやすい出し方というのをぜひ示してほしいなということと、それは構成市町との協議でしてほしいのと、あと、どういう不適物が入っているというのを組成調査されているとおっしゃいましたけど、プラスチックのごみの展開検査というのは、どんなふうに行われているのか。それをしない限り、どこのところから持ってきたごみが不適物が多いかということがわからないと思うんですけど、その展開検査というのは、どんなふうに行われているのか教えてください。

20トンでよしとしているのか、17トンよりもオーバーしてますけれども、その辺はどんなふうにご考慮されているのか。

それと、委託費の関係もちょっと。それは歳入ですか。

○菱田明儀委員長 委託費は違います。

○**亀田優子委員** いいですか、ここで。

そのプラスチック容器の委託費が、予算書の22ページのところにプラスチック製容器包装資源化施設運転管理業務委託料9,990万、これでいいんですか。これが極東サービスとかに回っていくということなんですかね、支払う。ここの当初の能力を超して排出処理しているんだから、この辺はもう少し委託料の増額とかも含めてしないと、障がい者さんのところにも回っていかないと思うんですが、その辺の考え方はどうでしょうか。

以上です。

○**菱田明儀委員長** 理事者、答弁願います。

岡所長。

○**岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長** 先ほど平均の処理量が20.87トンに対し、リサイクルセンター長谷山の処理量が、1日当たり17トンということで、オーバーしているのではないかとこのご質問の件についてですが、1日の搬入量につきましては、今年4月から12月までで16.55トンでありました。したがって、20.87トンの処理量があるということは、その差については不適物ということになってございます。

それと、展開検査につきましては、組成分析と同時に行っております。

○**菱田明儀委員長** 池本課長。

○**池本篤史施設課長** 委託費の積算の件に関してですが、人件費としまして、全国都市清掃会議といたしまして、全都清の積算要領等を参考にしまして積算、確認してございます。その費用をもって積算してございますので、特別低いであるとか、そういったことはないかと考えてございます。

それと、下水の料金についてちょっと答弁漏れがありましたので、補足させていただきます。下水料金、下水道の排水の料金に関してですけども、基本的に八幡市の条例に基づいてお支払いすることになるかと考えてございます。

以上です。

○**菱田明儀委員長** 福西参事。

○**福西 博施設部参事** 新折居のろ布の材質につきましては、クリーン21長谷山の材質の過去の事例を踏まえまして、最新のテフロンフェルト、同じようなテフロン製を採用しております。

以上でございます。

○**菱田明儀委員長** 亀田委員。

○**亀田優子委員** いろいろ聞いたんですけども、まず、し尿の関係ですけれども、条例に基づいてということであれば、その処理量も大体出ているんですけど、そ

の金額としては幾らになりますかね。それを教えてください。

それから、プラスチックごみのところは、今の答弁でまたわからないんですけどね。20.87トンというのは、不適物も入っていて20.87トン。16.55トンというのはプラスチックだけ。搬入量と搬出量で答弁されているんですかね。ちょっとわからないんですよ、その辺が。処理量が20.87トンだったら、17トンを超えていますよね。そこから不適物をラインで分けてするんでしょう。もう少しそこを丁寧に教えてほしいんですけども。

展開検査はやっておられるということでしたけれども、そしたら、どこのごみが不適物が多いとか、傾向とかもわかりますよね。それに基づいて、指導というか、協議をされているんでしょうか、その市町の担当課と協議というのは。そこまでやらないと、なかなか9割が引き上がっていかないと思うんです。ランクはBランクのまま、拠出金ももらえないということになってきますのでね。そのあたりの衛管としての1年やってこられた上に立って、次年度、またさらにきちんとプラスチック容器包装だけを処理していくという仕事をしていかないといけないと思うんですが、その辺どんなふうに考えておられるのか、あわせて教えてください。

○**菱田明儀委員長** 竹内専任副管理者。

○**竹内啓雄専任副管理者** 最初のし尿下水排水にした場合、八幡市の公共下水道に排出するわけでして、当然、八幡市の方にその使用料をお支払いするということにはなりますが、先ほど課長が言いましたように、公共下水道料金は八幡市の方において定めておられますので、それに基づいて、その条例の規定に基づいてお支払いすることになるかと思いますが、今、その額につきましては、平成30年度回収目途といたしておりますので、平成30年度の予算においてお示しすることが基本になるかと思いますが、しかしながら、どれだけの量を排出するかというのは、あらかじめわかっているから、それなりの額がわかるだろうということであろうと思いますが、直接生し尿を投入するわけではなしに、下水道排水基準に基づいて希釈をして排出することになってございます。一定の希釈、何倍ぐらいに希釈するかということについても、一定の基準はございますが、なおまだ稼働開始までに期間もございますので、その辺のところはさらに八幡市とも、あるいはまた、最終的に受け入れとなる京都府流域下水道を所管する京都府とも協議しながら、具体的に年間どれだけの量が排出されるのかということ踏まえて、所要額というものは平成30年度の予算においてお示ししていきたいと、このように思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、2点目のプラスチック製容器包装のことにつきましては、詳しくはまた所長の方からあろうかと思いますが、基本的にはこの間、私どもといたしましても、いわゆる分別につきましては、一般的に他の自治体で行われていることと遜色のない形でいろんな分別の仕方、そしてまた、住民の皆さんにご協力いただくことにつきましては、構成市町を通じてこの間啓発なりお願いをしてきたところでございます。その中で、まずは、ご指摘のように、不純物もまだまだあろうかと思いますが、この辺のところでも今までの分別の仕方、出し方のことをさらに

市町において啓発も強めていただくということで、できるだけ不適物が入らないような形にしていきたいと、このようには思っております。

それから、その結果、AランクをもらえなくてBランクでということになるわけでございますけども、それは結果として、少しでも品質が高くなって、拠出金が我々も得られる方向を目指しますが、基本的にはこのプラスチック製容器包装も、また他の資源化物につきましても、資源になるものはできるだけ資源にしていくということが基本的な考え方でございまして、一定そのことによって拠出金がもらえないというマイナス部分は出てくる部分がございますが、あるいは、資源化物の売払単価が下落したことによって歳入に影響が出てくるというようなことが結果としてございますが、その辺のところは無理のない形で、この資源化物、プラスチック製容器包装も含めて、リサイクルに当たって無理のない形で住民の皆様にもご協力していただいて、そして、それが1つでもリサイクル、資源化に結びついていくような形をとっていきたいと、このように思っておりますので、なおそのための努力につきましては構成市町と協働して続けてまいりたい、このように思っております。

そしてまた、それぞれ市町におけるいろいろな事情の中で、いろんな改善をしていただく部分がある部分につきましては、市町においてその努力もしていただきたい、このように思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○**菱田明儀委員長** 橋本課長。

○**橋本哲也財政課長** 先ほど分担金の関係の質問もございましたけども、歳入に当たりますので、また歳入の方で質問していただければと思います。そのときにまたお答えさせていただきます。

○**菱田明儀委員長** 亀田委員。

○**亀田優子委員** ちょっと答弁漏れも幾つかあったので、もう1回質問させていただきます。

プラスチックごみの回収が始まることによって、不燃ごみと可燃ごみはどのように量が変化したかというところ辺の答弁がなかったので、再度お願いしたいのと、それから、20.87トンと16.55トンの関係、ベール化したものが16.55トンなのか、20.87トンはプラごみの搬入量の平均なのか、そのあたりもう少しきちんと答弁していただけますか。

○**菱田明儀委員長** 池本課長。

○**池本篤史施設課長** すみません、答弁が漏れておりまして、申しわけありません。

プラスチック製容器包装の分別を開始したことによるごみの動向についてという質問でございますが、不燃物の搬入量はこれまで一定横ばい傾向にございました。しかしながら、不燃ごみに含まれておりますプラスチック容器包装を分別いたしました結果、当然ながら減少しております。

一方、可燃ごみにつきましては、これまで減少傾向にございましたが、一部として汚れたプラスチック容器包装を可燃に回すといったことなどから、横ばいまたは若干の増加傾向にあるといったところになってございます。

以上です。

○菱田明儀委員長 岡所長。

○岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長 先ほどの1日平均のプラの搬入量と処理量の件であります。1日当たりの搬入量は16.55トンであります。平均の処理量というのは、クレーンで投入したプラスチック製容器包装ごみ量ですので、ある程度の計量誤差等がありますので、ご理解いただきたいと思えます。

(「その説明をしてくれというのが質問やんか」と呼ぶ者あり)

○菱田明儀委員長 20.87と16.55かな、この差。答弁なかったんですけども。

岡所長。

○岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長 搬入量と処理量の差でありますけれども、処理量につきましては、クレーンでピットからつかみました量でありますので、計量誤差とか水分の関係もありますので、一定にはなっておりません。

ピットに投入されたごみが、水分等が抜けまして、重量が軽くなってしまうことによる原因等が考えられるということでもあります。

以上であります。

○菱田明儀委員長 もう1回質問してください。

亀田委員。

○亀田優子委員 では、もう1回聞きます。

プラごみの回収で、それまで不燃扱いになっていたプラスチックが減った分、減少して、可燃は汚れたプラスチックとかが可燃になったので、横ばいもしくは増加傾向ということですね。ランクは、それはいいにこしたことはないけれどもというような答弁もあったと思うんですけどもね。やっぱり、リサイクル、ごみを減らすという本来の観点に立った場合に、汚れたものは燃えるごみに、汚れたプラを燃えるごみにずっと入れてしまっていたら、それはただ単に燃やしてしまうだけで、リサイクルにならないと思うんですね。私たちの周りでも本当に洗って、ちょっと乾かしておけば、要は発泡トレイと同じような考え方できれいにしてプラに入れないとあかんと思うんですよ。それが、ちょっと汚れていても、洗わんと燃えるごみに入れておけみたいな、そういうリサイクルの、せっかく培ってきた精神が住民の意識の中でも後退しているようなところがあるんですよ。だから、そういう意味では、衛管がしっかりきれいにしたプラスチックを出してくださいということをお願いできない限り、リサイクルとちょっと違うようなこと

になってきているような気がするんですけども、そういう意味では、展開検査というのをやっておられるようですけども、その結果というのは、何か資料としてあれば、また出してほしいんですけども、どうでしょうか。組成分析の資料を出してほしいと思います。

それから、1日の処理量ですけども、クレーンで投入するときに水分とかがあって20.87トンですけども、16.55トンというのは、どの状態のことを指しているんですか。ベール化されたものじゃなくて、ベール化の前なのか、そのあたりの流れでちょっと言ってもらえませんか。

○菱田明儀委員長 岡所長。

○岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長 平均搬入量の16.55トンでありまして、計量器ではかりました重量、各搬入車両が計量器に載った重量を。

(「水分が抜けて減りましたよと、反対や」と呼ぶ者あり)

○岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長 16.55トンというのは、計量器ではかりました重量であります。

(「搬入やろう」と呼ぶ者あり)

○岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長 搬入です。

(「それが20に何で増えんねや、水が抜けたからやというのは、反対やと言うて、説明になってへん」と呼ぶ者あり)

○岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長 処理量、20.87トンと申しますのは、クレーン重量で、先ほど言いました、計量誤差等があって20.87トンとなっております。

(「水が抜けたら、減らなあかんやんか。水が抜けて4トン増えたらおかしいやん」と呼ぶ者あり)

○菱田明儀委員長 もう少し答弁を簡潔にしてくださいませか。ちょっとわかりにくい答弁になっていますので。

休憩をとりましょうか。暫時休憩いたします。

午後1時46分休憩

午後1時54分再開

○菱田明儀委員長 休憩前に引き続きまして、会議を始めます。

答弁、簡潔によりしく頼みます。今の、再度、答弁してもらいます。

太田部長。

○太田 博施設部長 先ほどの質問についてお答えさせていただきます。

搬入量と処理量、これの誤差でございますけれども、搬入量は、工場の入り口で計量器で計量しております。また、この処理量につきましては、工場でクレーンでつり上げまして、それを処理、ホッパーに投入して、それを1日分として積算しております。1回当たりが1トン弱のものでございますので、これを積算しますと、搬入量16.55トンと申しましたけれども、ここの誤差が出てくる。これは機械的な誤差でございます。

以上でございます。

○菱田明儀委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 そうしたら、パンフレットとかに書いてある1日17トンというのは、処理量というのは、どういうふうに算出されているんですか。要は、朝の、何時から始まるのかな、1日の機械の稼働、選別も含めたその時間と人手とで処理能力は変わってくると思うんですよ。たくさん稼働したら、それだけ処理できるんやからね。その辺から算出されているんじゃないんですか。その17トンの根拠を教えてくださいのと、この搬入量が16.55トンやったら合うんですけどね。

○菱田明儀委員長 理事者、答弁願います。17トンの根拠。

休憩しましょうか。

○亀田優子委員 この実施計画とかも全部、どんな根拠でやっているのということになりますやんか。

○菱田明儀委員長 暫時休憩します。

午後1時57分休憩

午後2時07分再開

○菱田明儀委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

亀田委員。

○亀田優子委員 では、もう1度、最初、私が質問したのは、1日の処理量は幾らですかということをお聞かせしてもらったんです。あわせて、今の休憩中の説明では、1日17トンの計画量ということでしたけれども、処理能力と処理量との関係は、処理能力を上回って入ってきているということはないのかということをお聞きしたいと思います。

あわせて、展開検査もされていて、その組成分析、資料をぜひ欲しいんですけども、その辺の答弁もお願いします。

以上です。

○**菱田明儀委員長** 組成分析資料につきましては、調整して、またやりますので、それは答弁、こちらの方で調整して、また返事をします。

理事者、答弁願います。

暫時休憩します。

午後2時09分休憩

午後2時11分再開

○**菱田明儀委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

竹内専任副管理者。

○**竹内啓雄専任副管理者** 大変説明が混乱して申しわけございません。ちょっと整理して申し上げますが、先ほど来、16.55なり20.87という数字で申し上げていますが、部長説明いたしましたように、搬入されてきましたのが16.55と。当然、クレーンでつかんだときに誤差があるということで、20.87という数字が出ているわけですけども、実際、処理しているものは、搬入してきたもの以上のものは処理してないわけですので、そういうふう to 考えれば、16.55の搬入されたものを処理しているというふう to 考えて。

(「日数が違うから処理しているやん、同じように。当たり前やんか」と呼ぶ者あり)

○**竹内啓雄専任副管理者** 1日の処理量というふう to 。

(「処理量は、搬入日数と処理日数が違うねんから、合うてるはずあれへんやんか」と呼ぶ者あり)

○**竹内啓雄専任副管理者** そのように理解できるのではないかというふう to 思っております。それで、17トン、先ほど説明いたしましたように、計画的には、これ、一定の稼働率とか変動係数とかいろいろなものを考慮いたしまして、1日当たり17トンの処理ができる施設としてつくっているところでございます。その中で、実際には不適物がたくさん入っていることによって、それよりも多くのものを処理していることもあろうかと思えますし、また、不適物が少なくなることによって、それ以下になることもあろうかと思えますが、この1日当たり17トンといいますのは、あくまでも計画処理量として大体計画した量に見合っ、どれぐらいの規模の施設をつくれれば間に合うかというも to でつくったものでございますので、これ以上のものもそれは当然処理できる余裕はあろうかと思えますし、また、これ以下になっても処理はできるというような計画量というふう to ご理解いただければと思えます。

以上でございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○菱田明儀委員長 水谷委員。

○水谷 修委員 質問者が質問しているのは、処理能力と処理している量は何ぼかということを経初から何度も言っておられるんですわ。搬入量は、搬入は祝日も含めて搬入しているんだから、処理している日数と違ふので、専任が言っているように、イコールだとなれへんじゃないですか。処理能力は、計画とは違ふわけですよ。川島さんが言っているのは、計画であって、処理能力というのは、設計を出すときに仕様書に書いてあるこれだけの処理能力の施設をつくってくださいというてつくったのが処理能力です。だから、答弁としては、計画じゃなくて、施設の処理能力は、施設をつくったときに何ぼのものをつくったのかと、これを答弁するのが1つ。処理している量は何ぼかというのは、精査したものを答弁する。これをしないと、いつまでいっても話にならへんですよ。設計つくっているんだから、処理能力は出ているはずですよ。発注したときの処理能力、これだけの容量の処理をするための施設をつくりなさいと、この処理能力を答弁しないと話にならへんじゃないですか。整理して答弁してください。

17は計画やろう。処理能力は、もっと大きくつくるはずやろう。計画以上に能力はつくるやろう。仕様書に何トンと書いてあんな。

○菱田明儀委員長 答弁できるまで暫時休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後2時18分再開

○菱田明儀委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

太田部長。

○太田 博施設部長 リサイクル長谷山の処理能力、これは17トン、5時間稼働で17トンということでございます。現状で1年間の処理量を割り振りますと16.55の処理量であったということでございます。

それから、稼働日数でございますけども、ここはごみ焼却工場と違ひまして、年間、土・日を除く250日、これ搬入日と処理運転日は同じでございます。

以上でございます。

○菱田明儀委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 今の説明で、大体わかりました。5時間稼働しての処理量ということとわかりました。

私が言いたいのは、要はこの5時間稼働で1日17トン以上のごみの量が入ってくることもあるというときに、やっぱり、もともとごみを出す段階でしっかりと分別できるような啓発、それから、入ってきた後に、展開検査を毎日するわけ

ではないと思いますが、そういう組成分析をしっかりと、もとからごみをきっちり分別して出すということを構成市町とよく協議をして進めていってほしいなというふうに思います。何でも燃えるごみにしてしまうような傾向になってきたらあかんと思うのでね。あと、危険なもの。やっぱり、不燃ごみに結構出していた期間が長かったので、これどうかなというときは、不燃ごみに出すということで、プラじゃないということの周知徹底もまだまだ要るんじゃないかなと思うので、そのあたりをぜひよろしくお願ひしたいと思います。

はい、以上です。

○**菱田明儀委員長** ほかに質疑はございませんか。

水谷委員。

○**水谷 修委員** 失礼します。自己搬入廃棄物の休業日、営業日、休業日の関係についてお聞かせください。

自己搬入の廃棄物が土・日と祝日が休みになっています。昨今、休日の連休が、法律が変わって長い連休が多くなっていますので、連休の間に自己搬入の廃棄物を長期間に置いておくことは不可能なので、休業日とされているところをあけていただくなどの改善が必要かというふうに思いますので、現状とどういうふうに関後なるのかをご説明いただきたいと思います。

もう1つは、自己搬入廃棄物の車両の洗車でございますが、構成団体の車両は洗車ができるということですが、自己搬入の廃棄物の車両は洗車ができないということなのですが、これ、自己搬入、その洗車の装置は構成団体に対するサービスとしてやっているものなんですかね、目的は。目的は帰る車両が沿道に水分等、道路を汚したり周辺環境への対策として、周辺への対策として洗車の装置をついているのであれば、別に構成団体か自己搬入の車両かを区別する必要はないかと思われまふ。その洗車場設置の目的並びにその扱いについて、私は改善が必要かと思ひますが、お答えをいただきたいと思ひます。

それから、電力自由化が4月からありますが、一般家庭もそうなるので、電力の購入について、業者の選考方法、多くの業者があるわけで、値段だけで選ぶわけにはいきませんけども、そういう入札にかけるのか、縁故で営業に来はったところだけ入れるのか、今後どうするか方針が必要になってくるかと思ひますので、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

以上です。

○**菱田明儀委員長** 川島所長。

○**川島修啓クリーン21長谷山所長** まず、事業系一般廃棄物の搬入受け付けの件ですけれども、委員ご指摘のとおり、土・日・祝日というのは本来ならば搬入はできないということだったんですけれども、これまで土・日を含む3連休の場合、おっしゃいますように、収集車に積んだまま放置するというようなことを生活環境の保全の関係から検討すべきではないかということで、構成市町と協議をいたしまして、土・日を挟む休日については、3連休とならないように、金曜日ある

いは月曜日は受け付けをするというふうになっておりました。しかし、今年度ゴールデンウイーク、27年のゴールデンウイーク、シルバーウイーク、5連休というのが、今までない形が出ましたので、またこの辺も構成市町と協議を行いまして、土・日関係なく、基本的に3連休にはならないように、どちらかはあけさせていただくと、そういうお約束をさせていただいて受け付けをしておるという状況でございます。

ただし、個人の場合、自己搬入される場合は、基本的に構成市町で承認を受けたものしか搬入ができませんので、現状は廃棄物担当課で休日に出勤されておられる市町もあれば、出勤されていない市町もございますので、基本的には個人の方については、搬入はできないという制度になっていますので、こちらの方は今後の研究課題であるなというふうに考えます。

それと、事業系一般廃棄物収集車両の洗車場の使用についてなんですけれども、クリーン21長谷山から発生いたします汚水につきましては、所内で排水処理施設がございますので、そちらで処理をいたしまして、公共水域に放流という形にしております。放流する関係で、放流水質につきましては、瀬戸内海環境保全特別措置法、瀬戸法でありますとか、ダイオキシン類対策特別措置法によりまして、基準値以下にして放流しなさいよ、そういう厳しい基準が設けられておりますことと、放流量も届け出以上にはならないというような形で放流しております関係から、施設の設計上、届け出上の問題から、現在は構成市町の収集車両以外、広く開放しておらないものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○水谷 修委員 目的も含めて。サービスと違うと。

○川島修啓クリーン21長谷山所長 家庭系一般廃棄物から生じます一般廃棄物が市町の収集になりますので、市町分担金をいただきまして、焼却施設の方を運営しておりますので、税金の範囲で設置をさせていただくという状況でございます。それと、売電の関係ですけれども。

○水谷 修委員 購入の方、売買電、両方になりますよね。

○川島修啓クリーン21長谷山所長 売買電ですか。まず、売の方ですけれども、施設稼働から平成25年度までは余剰電力の売の方につきましては、関西電力の方と随意契約というふうな形をしておりましたけれども、電気事業法の改正によりまして、基本的に関西電力以外に売ることができるようになりましたので、平成26年度から一般競争入札を採用しまして、入札をしております。

買う方も、基本的に売りの方を電力入札いたしますので、それに合わせて、入札をさせていただいているという状況でございます。

○菱田明儀委員長 水谷委員。

○水谷 修委員 自己搬入廃棄物の取り扱いの日でございますけれども、今おっしゃった、事業系のものと一般市民と差がございますね。引っ越しするのは、一般

市民は休みの日に引っ越ししはるし、そのときに出たごみは持ち込めないということが現在課題として残っているということになるとすれば、それは構成団体の方の体制、伝票を切るんですか、それで衛管の職員が切符を切るとなると、体制の問題が必要になるんだろうと思いますけれども、それはわかりますけども、連休が長くなっているのは、これは実際いいことか悪いことか知りませんが、あるわけで、一般市民も含めて、条例上休業日とされている日の対応については、ぜひ改善をしていただきたいと思います。実際、事業系だけがオーケーで、一般市民はあかんというのも、それも何か変な話でございますのでね。そのことについて、どのようにお考えでしょうか。

それから、洗車ですけども、洗車の装置は税金で、構成市町からそれぞれ分担金をもらって営業しているから、それは構成市町にしか使わせへんと言いますが、それを設置しているのは周辺住民に迷惑をかけないために洗車して帰ってもらうということでしょう。別に構成市町の問題であれば、帰りはってからそれぞれ車庫の前で洗いはったらいい話で、わざわざ清掃工場につくっているのは、そこできれいに洗って帰っていただく、周辺住民への対策として洗車のシステムがつくられているんじゃないんですか。これは私の勘違いですか。目的が何のために清掃工場に洗車システムがつくられているかということによりますよね。これ、今、建設中の新折居は住宅地も近いわけですね。これも含めて、一般の車両、事業系の車両は洗えないんですか。私は、周辺住民対策でつくられた洗車の装置であれば、出ていく車はきれいに洗って出してもらおうというのが筋やと思うんです。まず、その洗車装置は何のためにつくっているのかも含めて、ご説明いただきたいと思いますが、業者へのサービスとか構成市町の清掃車へのサービスという意味ではなく、周辺環境への対策としてきれいに洗っていく。それで、それに水の容量が不足するのであれば、処理施設を大きくしておかなあかんわけで、これ、今、新折居をつくっているところなので、その仕組みなんかはきちんとしておいていただきたい。とりわけ周辺住民への対策として、ごみを出した後、たらたらと水を流して帰ってもらうたら困るということが目的であるのであれば、車の持ち主の差によるのではなく、清掃工場が受け入れた施設の責任として、きれいに洗って帰ってもらうための提供システムということと、まずその考え方を整理すれば、相手の車の所有者が誰かに関係ないと思うんですよね。その辺については、どのようにお考えでしょうか。

電気のごときはわかりました。

○菱田明儀委員長 理事者、答弁願います。

太田部長。

○太田 博施設部長 それでは、私からは、洗車場のことでお答えさせていただきます。

機能的、設備的な面については、先ほどクリーン21の所長から説明あったので、割愛させていただきますけども、目的と申しますと、もちろん、委員おっしゃいますように、周辺環境にも配慮、それからまた、公用車の維持管理を含めて、3市3町でごみの収集にかかわった車は洗車場を使用しております。

と申しますのは、根拠は何かと言われましたら、構成市町の公用車でございます、現在は委託車両もございますけども、住民生活の一般廃棄物を収集して搬入するというので、もともと清掃工場、この処理計画、ここには住民の生活ごみ、一般可燃物、これの処理をベースに年間計画、処理計画を行っております。

それから、先ほどから言われてますように、事業系と個人の持ち込み、事業系はよくて、個人はあかんのかということですけども、基本的には事業系も自己搬入という分類で搬入は受け付けております。ただし、自己搬入が継続的になされている事業者については、カードをお渡しして、搬入をされるということでございますので、3連休の場合は、1日については搬入を受け付けましょうというぐあいになっておるわけでございます。

洗車場との関係ですけども、事業系につきましては、やっぱり、個人事業者が個々の事業者と契約なされて、これは事業として展開されておられることでございますので、洗車場というのは、現在のところ開放はしておりません。もちろん、能力的なこともございますが、そこは区分しております。

それから、個人の自己搬入ということでございますけども、これは、年に1度か2度、例えば委員さっきおっしゃいましたように、大掃除のものであるとか、特に大型ごみ、たんすとかそういう、それは破砕センターの方に入るわけですけども、パッカー車を持ち込んでとか、そういう個人の自己搬入というのはめったにございませんで、トラックに自分の廃棄物、自己搬入物を積載されて、手でおろされて、帰られると、いわゆる洗車を伴うような廃棄物を持ってこられる方はまずおられませんので、開放はしておりません。

以上でございます。

○菱田明儀委員長 水谷委員。

○水谷 修委員 今の考え方は、わかりました。

1つは、事業系のもので一般市民の自己搬入のものに休業日の差があるというのは、条例上は一緒の条例ですから、休業日は、土・日と祝日と年末年始とだけ書いてあるだけですよね。それ、同じ条例に基づいてやっているのに、事業系はよくて、一般市民はあかんというのは、これはちょっと筋が通らへんで、解決するためには課題があるのは知ってますけど、理屈では一般市民だけあかんというのは、ちょっと通りにくいので、ぜひ、どうすればできるのかも含めて、そのために職員、ずっと出て待っておれというわけにもいかんかとは思いますが、どうすればできるのかも含めて、その矛盾は解決をしていただきたいし、極力事業系のものについても、パッカーに入れたまま置いておくというふうな、事業系は日曜日収集も大体してますし、夜中の収集もしているわけだから、そういうことがないように、今後ちょっと検討いただきたい。

それから、洗車のやつですけども、洗車のシステムの目的は、部長は2つ言われた。構成市町の持っている車両のメンテナンスのために洗わなんんということと周辺対策と。周辺対策ということでいくと、新折居は今工事中ですが、周辺住宅地なので、パッカーは、どっちのパッカーかわからへんですけども、やっぱり、きれいにして帰っていただいた方が、多分軽トラを洗わせてくれというのは、あ

んまりないかもしれませんがね。それは周辺対策だという性格があるのであれば、必要なサイズの、ボリュームのシステムにしないかと思うんですね。水が足らるのであれば、排水が足らるのであれば、処理能力を高めて使える水のボリュームを変えるとかいうことがありますので、現在稼働中の清掃工場もありますけれども、今建設中の工場のこともありますので、周辺対策としての意味合いできれいにして周辺の道路には出ていってもらおう。走っているときはどうもないですけども、パッカーあけたときには、また汁が入り口のところに行くわけですから、それをきれいに洗っておいてもうて、出ていってもらおうということが、周辺対策には必要かと思いますので、新折居のこともあるので、ぜひどうするのかはご検討いただきたいと思えます。要望して終わります。

○**菱田明儀委員長** わかりました。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**菱田明儀委員長** ほかに質疑がないようですので、以上で衛生費についての質疑を終結いたします。

[歳入全款]

○**菱田明儀委員長** 次に、歳入全款についての説明を求めます。
寺島事業部長。

○**寺島修治事業部長** それでは続きまして、歳入全款についてご説明申し上げます。
まず、分担金及び負担金でございます。予算書、8ページから9ページでございます。

分担金及び負担金は、3市3町からの市町分担金として、9ページの表の下段の合計欄の一番右の計でございますが、し尿分担金、7億210万6,000円、ごみ分担金、29億3,607万8,000円、合計36億3,818万4,000円を計上いたしております。

概要書の16ページをご覧くださいたく存じます。

ここでは、事業費及び分担金の推移を記載いたしております。冒頭にもご説明申し上げましたが、棒グラフが事業費、折れ線で示しておりますのが分担金の推移でございます。これまでも建設事業の実施や団塊の世代の退職者数の増加により、歳出総額が増加する中でも、このページの下段の表でお示しをいたしておりますとおり、大型事業につきましては、事業の実施年度が重ならないよう考慮するなど、市町からの分担金につきまして、その負担の平準化に最大限努力してまいったところでございます。

平成28年度予算は、資源化物等売却価格の大幅な下落という経済的要因による歳入の減少により、市町分担金の負担増の要因ともなりますが、それに加え、新工場の建設工事の本格化による事業費増により、歳出総額が増加となったものの、これまで進めてまいりました給与見直しと職員数の削減や民間委託による工

場運営などの行政改革効果や、また、国庫補助金及び組合債といった特定財源の確な確保等により、市町分担金については、構成市町の財政計画に大きな影響を来さないよう、引き続き30億円台に抑えるなど、その抑制に最大限努めた予算といたしたものでございます。

構成市町分担金の詳細につきましては、概要書の10ページ及び11ページに記載をいたしておりますので、後ほどご確認をいただきたいと存じます。

続きまして、予算書にお戻りをいただきまして、10ページをお願いします。10ページ上段の使用料及び手数料でございます。

使用料では、行政財産使用料として職員駐車場や鉄塔敷等の用地使用料160万6,000円を計上いたしております。

概要書の12ページをお願いいたします。12ページ、ごみ処理手数料は、事業系可燃ごみの搬入量が増加の見込みとなり、また、し尿関係の手数料では、下水道への移行により、し尿収集対象世帯は前年度比較9%減となる4,320世帯と見込んでおり、引き続き減少をいたしております。

また、浄化槽汚泥手数料につきましても減少の見込みとなっております。

概要書、12ページの一番上に四角で囲んでおりますが、これら清掃手数料に行政財産使用料を加えた合計では4億7,596万円で、対前年度比較3.7%、1,695万8,000円の増となっております。

次に、国庫支出金でございます。予算書では10ページの下段、概要書の方では12ページの下段に記載をさせていただいております。

折居清掃工場更新事業に係る循環型社会形成推進交付金として10億5,159万7,000円を計上いたしております。

交付金の交付率につきましては、高効率発電設備に係る部分につきましては2分の1、それ以外については3分の1となっております。

次に、予算書11ページの財産収入でございます。概要書は13ページとなります。

まず、財産運用収入では財政調整基金及び転廃業助成基金の運用収入、合わせて67万円を計上いたしております。

次に、財産売払収入では、資源化物の売却収入等、合計7,117万7,000円を計上いたしております。資源化物等の売却収入の明細につきましては、概要書の13ページをお願いいたします。ペットボトル、アルミ、鉄材をはじめとする資源化物売却単価については、売却の市場単価の大きな下落等により、前年度当初予算に対し、マイナス1億655万8,000円と大きく減少をいたしております。

続きまして、予算書11ページへお戻りいただきます。11ページ下段の繰入金では、転廃業助成車両が前年度同様1台発生することから、転廃業助成基金から3,715万9,000円を繰り入れすることとして予算を計上いたしております。

続いて、予算書12ページ、諸収入でございます。概要書では、14ページの中段に記載をいたしております。組合預金利子では、歳計現金等の運用利子49万円を計上いたしております。

また、雑入、目は発電収入でございますが、ここではクリーン21長谷山の発

電収入につきまして、平成26年度分から入札に切り替えましたこと、また、発電効率の上昇もございまして、対前年度比較では8.1%、1,369万4,000円の増となり、1億8,338万8,000円を計上いたしております。

最後に、予算書12ページ下段、概要書では15ページの組合債でございます。組合債は、折居清掃工場更新事業の建設工事の本格化により13億8,880万円を充当することなどにより、総額では14億1,210万円の計上となり、対前年度比較で556.2%、11億9,690万円の大幅な増額となっております。

以上、歳入全款の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算書37ページ、38ページに債務負担行為に係る調書、39ページに組合債の現在高に関する調書、40ページには平成28年度市町分担金負担率表を添付いたしておりますので、ご参考にしていただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○**菱田明儀委員長** これより歳入全款の審査に入ります。

歳入全款についての質疑はございませんか。

水谷委員。

○**水谷 修委員** 有価物の入札ですけれども、変動時の価格の設定について、この間、入札して、不調が何度か、ここ数年そこそこあるんですけども、下落しているときには、なかなか入札が成立しない。実際、価格もかなり下落傾向が続いているときは、現状の相場より安くしか札をなかなか入れない。業者もそうですよね。まだ下がるやろうと思ったら、今の値段で入れない。逆に買うのなんていうと、ガソリンは今百二十何ぼで買うてるんですか、ここは。120円ぐらいですね。町ではもうちょっと下がっているけど、どっちもそうですけど、変動する乱高下がこの手のものはあるので、そのとき、逆に今底だとすれば、有価物、もうこれ以上下がらんだろうと言う人もあります。とすれば、安い安い値段でやっていて、半年間、変動したときに、逆に高く買うてもらえへんということもあるし、その変動の仕組みについて、きちんとすれば、現瞬間の値段で、業者も衛管もどっちも得も損もしないということで、相場が下がるのは、衛管ではどうしようもないと。これは致し方ないことなんですけども、変動が下がっているときに、相場の価格よりもさらに下で落札されるということがあったら、こちらの収入に影響しますのでね。それは、変動の仕組み、単価契約、入札したときの変動の仕組みをきちんとルール化して入札すれば、現瞬間の価格で、まあ言うたら、衛管にしたら一番いい価格でやる。別の自治体等では、ストックヤードを大きくしておいて、値段を見て売るという自治体もありますよね。うちはどのぐらいストックヤードに余裕があるのか知りませんが、あんまりそれも頑張ってもしょうがないと思うので、業者が不利になってもいかんし、衛管が不利になってもいかんので、変動時の仕組みについて、きちんと整理をして、入札不調なんかがあって、こっちが思っている金額より、また予定価格を下げても再入札して、相場より安くでしか売れないというようなことがないように改善が必要かなと思いますので、今下がっているのは、これは衛管のせいではありませんのでね。けしからんとは

あんまり思いませんが、相場以下の落札になっていて、安くでしか売れてないことについては、何らかの改善策が必要かと思うんですが、その辺については、お考えはいかがでしょうか。

○菱田明儀委員長 橋本課長。

○橋本哲也財政課長 資源化物の入札について、確かに水谷委員さんご指摘のとおり、現状、非常に単価が下がってきているという状況ですので、入札が非常に困難でありました。公表していますように、鉄、アルミについては、不調が多く続いております。確かに6カ月間の入札をしておりますので、長い目で見ると入れづらいついような業者さんの意向もあるのかなというふうには考えております。言われていますように、今現状、そういった減額した場合の対応というのは、入札の中には取り入れておりませんし、今後、この状況が引き続き続くようで、当然低い金額で応札になりますと、売却が目的ではないとはいえ、分担金負担の増加にもつながりますので、言われているような減額の際のルール、こういったものが入札に取り入れられるのかどうか、他団体の状況も見ながら、また研究はして行って、可能であれば、また取り入れることも検討はしたいと考えています。引き続き研究させていただきたいという形でご理解いただきたいと思います。

○菱田明儀委員長 水谷委員。

○水谷 修委員 工事のときには物価等の変動があれば、一定の配慮するような契約上の条文はちょっと入ってますよね。この単価契約について、国なんかは既にそういう条文を入れているようです。そうでないと、業者はまだ下がるやろうと思ったら、こっちの思っている予定価格よりもまだ下へ行くということで、不調になって、それで下げざるを得えへん、下げて再入札でやっとならうというふうなことがいいのかどうか。この政治の先行きはよくわかりませんが、投機のような政治をしていますから、投機筋の動向でいろんな単価が変わってくるというこの乱高下、何の価格も乱高下するのは、別にすぐにやむとは思いませんのでね。これは単なる需要と供給だけで単価が今動いているだけではないということがありますのでね。こういう時代やから、仕組みを整理しないと。何でもかんでも相場に合わせたらいいいというものではないでしょうけども、相場が急に動いたときは是正するみたいな条文を入れていけば、業者の方も安心して現状の価格で入れられるでしょうし、ということが私あると思いますので、少しでも収入、衛管からすれば収入を少しでも確保することにもなるでしょうし、ぜひその点についてはご検討いただきたい。次回からの入札で反映できればありがたいと思いますので、よろしく願います。

以上です。

○菱田明儀委員長 ほかにありませんか。

亀田委員。

○亀田優子委員 1点だけお聞かせいただきます。

概要書の10ページ、11ページなんですけれども、市町分担金の状況ということで、し尿とごみとそれぞれ載せているんですけれども、ごみのところはいろいろ新しい建設なんかも始まるので、分担金も上がってくると思うんですが、し尿のところは、八幡市と井手町だけが減額ではない数字が並んでいるんですけれども、この理由と算出方法を教えてください。

以上です。

○菱田明儀委員長 橋本課長。

○橋本哲也財政課長 分担金のし尿が全体下がっている中、八幡市さんと井手町さんが上がっているというところの説明をさせていただきます。

少しややこしくはなるんですけれども、予算書の40ページ、一番最後のページに市町分担金の負担率表をつけさせていただいております。こちらを見ていただきますと、し尿に関して言えば、共通経費を含めまして6つの区分に分けて、それぞれ負担率を定めております。共通経費につきましては人口割合でしております。それ以外については、基本的には1年間の搬入量割合となっております。し尿収集経費で言いますと、いわゆるくみ取りの生し尿のみの1年間の搬入量で負担率を決めております。

それから、し尿処理経費、変動経費と言われるこの部分、これにつきましては、生し尿と浄化槽汚泥、これの1年間の搬入量の割合、それから固定経費、し尿処理建設事業経費、こちらの方は、搬入量割合なんですけれども、今稼働していますクリーンピア沢、これが平成8年度に完成しております。8年度以前の平成4年から8年の5年間のし尿と浄化槽汚泥の搬入量割合、こちらの方で固定して負担率を決めております。

し尿収集運搬委託、転廃業助成経費につきましては、生し尿の最高搬入量割合、これで固定しているという形になっております。

見ていただければわかりますように、八幡市さんでいけば、共通経費は人口割合ですので、19.68と少し高くなっております。し尿収集に関しまして言えば、八幡市さんの場合、下水道の方が進んでおりますので、基本的には低くなっております。ただ、し尿処理経費の固定経費なり建設経費のところは、平成4年から8年を固定しておりますので、若干、八幡市さんに関しては、通常の1年間搬入量に比べるとちょっと高くなっているというような現状であります。

それを踏まえまして、予算概要の10ページを見ていただきますと、それぞれの経費割合での充当している分担金を示させていただきます。し尿の方でいきますと、全体では823万8,000円と減っているんですけれども、それぞれの経費割合でいきますと、共通経費、それからし尿処理施設の建設経費、こちらが増えております。八幡市さんでいきますと、特にこの共通経費が増えている部分、こちらでいきますと、負担率は19.68%と少し高い寄与率になっています。増えている部分でいきますと、し尿処理建設経費割合、1,400万ほど増えています。この部分も、先ほどの表でいきますと、7.64%と少し八幡市さんは高くなっております。

反しまして、減っております収集経費割合、し尿処理経費割合、これは変動と固定とあるんですけども、特に変動の方でいきますと、収集経費割合は6.9%、し尿処理経費の変動割合が3.84%と。要は、減っている部分の分担率が低くて、増えている部分の分担率が少し高いと。増えているところの寄与率と減っているところの寄与率に少し差があるので、そちらの方を積算して計算しますと、前年度比較としては増えているというような形になってきます。

また、1年間の搬入量割合でしているんですけども、八幡市さんの場合でいきますと、非常に下水が進んでいますので、し尿の搬入量が既に大分少なくなっております。ですので、例えば宇治市さんが、下水を進められまして、搬入量がぐっと減った場合、八幡市さんが多少減っていても、宇治市さんの減った分が分担率としては、八幡市さんの率が増えるというようになっています。し尿収集経費でいきますと、昨年度は6.41%だったのが、今年は6.90%という形で、0.49%増えています。八幡市さんそのものの搬入量は少し減っているんですけども、やはり、それ以上に他の団体が減っておりますので、八幡市さんの負担率としては増えると、こういった現象が起こってきております。

ただ、あくまでも八幡市さんとしては、下水の進捗が進んでおりますので、搬入量は少なくなっているというのは、間違いございません。ですので、負担率も上がったとはいえ、低くなっております。分担金の方を見ていただいてもわかりますとおり、確かに前年度比較でいけば、200万ほど増えているということにはなっているんですけども、他団体と比べますと、し尿にかかっている分担金というのは、ぐっと低くなっております。やはり、それだけ搬入量が減った分に応じた分担金になっているという形にはなっていると考えておりますので、ご理解の方をお願いしたいというふうに思います。少しややこしい説明で申しわけございません。

○菱田明儀委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 ややこしいですけど、わかりました。

これは、そしたら、下水の方の処理が進んで、生し尿の搬入なんかはどの市町も減ってきたとしても、共通経費とかいろいろ過去に建設したようなものの負担というのは、どうしても残るということでもいいですかね。その辺の確認だけお願いします。

○菱田明儀委員長 理事者、答弁願います。

橋本課長。

○橋本哲也財政課長 そうですね、言われているとおり、減ったとしても、維持にかかる経費はありますので、その分については残るということになります。

○菱田明儀委員長 よろしいですか。

○亀田優子委員 はい。

○菱田明儀委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○菱田明儀委員長 ほかに質疑がないようですので、以上で歳入全款についての審査を終結いたします。

以上で、各項目ごとの審査を終結いたします。

[総括]

○菱田明儀委員長 これより、総括質問を行います。質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○菱田明儀委員長 ほかに質問がないようですので、以上で総括質問を終結いたします。

以上で全ての審査を終結いたします。

[討論]

○菱田明儀委員長 これより、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○菱田明儀委員長 討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

[採決]

○菱田明儀委員長 これより議案第2号を採決いたします。

第2号議案について、原案のとおり決するに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○菱田明儀委員長 起立全員であります。よって、第2号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の作成については、正・副委員長にご一任願いたいと思います。また、不適切な言葉等がございましたら、委員長において精査させていただきますので、ご一任をお願いしたいと思います。

委員会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、委員各位におかれましては、終始熱心なご審査をいただきまして、厚

くお礼申し上げます。また、理事者各位におかれましては、審査の円滑な運営にご協力いただきましたことに対し、ここに改めてお礼を申し上げます。また、あわせて村田副委員長さんのご協力によりまして委員会が滞りなく運営できましたことを、ここに改めてお礼申し上げます。

本日で、予算特別委員会の審査は全て終了したわけですが、この間、まことに不慣れで、種々ご迷惑をおかけした点につきましては、お許しをいただきたいと思えます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

なお、閉会に当たりまして、管理者から発言の申し出がありますので、しばらくお待ちください。

山本管理者。

○山本 正管理者 予算特別委員会を閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

菱田委員長、村田副委員長をはじめ、委員各位におかれましては、終始ご熱心な審査をいただきまして、まことにありがとうございました。そして、ただ今ご可決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の審査を通じて委員各位からいただきましたご指導、ご意見をしっかりと念頭に置きまして、予算の適正執行に一層努めますとともに、安心安全な工場運営に万全を期してまいる所存でございます。

また、組合事業の根幹でございます廃棄物の処理につきましては、一日も欠かすことができない事業の遂行をしっかりと担い、引き続き構成市町との連携を強め、管内の生活環境の保全と循環型社会の構築に向けました組合の役割を果たしてまいりたいと存じます。

委員各位におかれましては、今後とも当組合行政へのより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますとともに、ご臨席を賜りました長野議長、山田副議長に最後までご出席をいただき、厚く御礼を申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

○菱田明儀委員長 これをもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

以上でございます。本日は大変ご苦勞さんでございました。

午後 3 時 0 4 分閉会

議案第3号

城南衛生管理組合行政不服審査法施行条例を制定するについて

城南衛生管理組合行政不服審査法施行条例を、次のとおり定めるものとする。

平成28年3月28日提出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

城南衛生管理組合行政不服審査法施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し、法その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（審査会の設置）

第2条 法第81条第2項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、附属機関として、城南衛生管理組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織等）

第3条 審査会は、委員3人以内をもって組織する。

2 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

3 委員は、当該事件に係る審査が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長）

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、管理者が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（守秘義務）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、事業部総務課において処理する。

(手数料)

第8条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項及び法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項に規定する条例で定める額は、別表に定める額とする。

2 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項(法第9条第3項において読み替えて適用する場合を含む。)又は法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第5項の規定による減額又は免除を受けようとする者は、法第38条第1項又は法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

3 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項及び法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項に規定する手数料は、前納しなければならない。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和37年城南衛生管理組合条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

(16) 城南衛生管理組合行政不服審査会の会長	日額 11,000円	同
(17) 同委員	日額 10,000円	同

(城南衛生管理組合情報公開条例の一部改正)

3 城南衛生管理組合情報公開条例(平成12年城南衛生管理組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第4号中「第7号」を「第6号」に改める。

第15条を次のように改める。

(審査会への諮問)

第15条 実施機関は、第11条第1項の規定による決定(同条第4項の規定により決定があったものとみなされる場合を含む。)について行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、当該審査請求に対する裁決について次条第1項に規定する機関に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開

することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときに、これを尊重し、速やかに同項に規定する審査請求に対する裁決をしなければならない。

(城南衛生管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

4 城南衛生管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成25年城南衛生管理組合条例第1号

)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部改正)

5 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例(昭和37年城南衛生管理組合条例第14号)の一部を次のように改正する。

第17条の3第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条に規定する期間」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号

)第18条第1項本文に規定する期間」に改める。

(城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部改正)

6 城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例(昭和37年城南衛生管理組合条例第15号)の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条に規定する期間」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間」に改める。

別表(第8条関係)

区分	単位	金額	備考
白黒複写(A3版以下)	枚	10円	両面複写20円
カラー複写(A3版以下)	枚	80円	両面複写は行わない
A3版を超える乾式間接式静電複写	枚	120円	

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める等所要の整備

を行うため、本案を提案するものであります。

議案第 4 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するについて

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成 28 年 3 月 28 日提出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（城南衛生管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第 1 条 城南衛生管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 25 年城南衛生管理組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 8 号を第 10 号とし、第 7 号を第 9 号とし、同条第 6 号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第 8 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

（7） 職員の退職管理の状況

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2） 職員の人事評価の状況

（城南衛生管理組合職員の分限に関する条例の一部改正）

第 2 条 城南衛生管理組合職員の分限に関する条例（昭和 37 年城南衛生管理組合条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「法第 40 条第 1 項の規定による勤務評定の結果」を「法第 23 条の 3 の規定による人事評価の結果」に改める。

（城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する条例の一部改正）

第 3 条 城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する条例（昭和 37 年城南衛生管理組合条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例(昭和37年城南衛生管理組合条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

を行うため、本案を提案するものであります。

議案第5号

城南衛生管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成28年3月28日提出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

城南衛生管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)

城南衛生管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和37年城南衛生管理組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「議員が」の次に「、議会開会中又は付議された事件を委員会が審査する場合において、これに出席したとき、その他の」を加え、「その旅行について」を削り、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

特別職報酬等審議会の答申等に鑑み、費用弁償の支給について所要の改正を行うため、

本案を提案するものであります。

議案第6号

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定
するについて

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成28年3月28日提出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例(昭和48年城南衛生管理組合条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「、地域手当」を削る。

第3条中「680,000円」を「670,000円」に改める。

第4条中「地域手当及び」を削る。

第5条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改め、同条第3項中「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を削る。

附則第3項を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条第2項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

特別職報酬等審議会の答申等に鑑み、給与の改定について所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

議案第7号

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成28年3月28日提出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）
（城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第14号）の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項第1号中「100分の75」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	140,100	190,200	226,400	263,500	290,700	322,100	367,500
	2	141,200	192,000	228,000	265,600	293,000	324,400	370,100
	3	142,400	193,800	229,500	267,600	295,300	326,700	372,700
	4	143,500	195,600	231,100	269,700	297,600	329,000	375,300
	5	144,600	197,200	232,600	271,700	299,700	331,300	377,500
	6	145,700	199,000	234,300	273,800	302,000	333,400	380,000
	7	146,800	200,800	235,800	275,900	304,300	335,600	382,500
	8	147,900	202,600	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000
	9	149,000	204,300	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600

10	150,400	206,100	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300
11	151,700	207,900	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000
12	153,000	209,700	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700
13	154,300	211,100	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200
14	155,800	212,900	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500
15	157,300	214,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800
16	158,900	216,400	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200
17	160,200	218,100	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100
18	161,700	219,800	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100
19	163,200	221,400	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000
20	164,700	223,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900
21	166,100	224,500	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800
22	168,800	226,200	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600
23	171,400	227,800	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500
24	174,000	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500
25	176,700	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300
26	178,400	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800
27	180,100	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400
28	181,800	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000
29	183,300	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600
30	185,100	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900
31	186,900	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200
32	188,600	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500
33	190,200	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700
34	191,700	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000
35	193,200	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300
36	194,700	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500
37	196,000	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700
38	197,300	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500
39	198,600	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300
40	199,900	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100
41	201,200	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700
42	202,500	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400
43	203,800	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100
44	205,100	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800

45	206,300	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600
46	207,600	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400
47	208,900	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100
48	210,200	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900
49	211,300	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500
50	212,400	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200
51	213,400	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000
52	214,500	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800
53	215,600	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400
54	216,600	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200
55	217,500	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000
56	218,500	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600
57	219,200	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200
58	220,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000
59	221,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800
60	221,900	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600
61	222,600	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200
62	223,600	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600	
63	224,500	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200	
64	225,400	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800	
65	226,100	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100	
66	227,000	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700	
67	227,900	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400	
68	229,000	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900	
69	229,800	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400	
70	230,500	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100	
71	231,200	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800	
72	232,000	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500	
73	232,800	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000	
74	233,500	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700	
75	234,200	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400	
76	234,900	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100	
77	235,600	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600	
78	236,400	293,600	340,400	379,500	396,100		
79	237,200	293,800	340,800	380,100	396,800		

80	238,000	294,200	341,300	380,600	397,500		
81	238,700	294,400	341,700	381,100	398,000		
82	239,400	294,600	342,200	381,700	398,700		
83	240,100	295,000	342,700	382,300	399,400		
84	240,800	295,300	343,200	382,700	400,100		
85	241,500	295,600	343,600	383,300	400,600		
86	242,200	295,900	344,000	383,900			
87	242,900	296,200	344,500	384,500			
88	243,600	296,600	344,900	385,100			
89	244,300	296,900	345,200	385,800			
90	244,800	297,300	345,600	386,400			
91	245,300	297,700	346,100	387,000			
92	245,800	298,100	346,500	387,600			
93	246,100	298,200	346,700	388,300			
94		298,500	347,100				
95		298,900	347,600				
96		299,300	348,000				
97		299,500	348,100				
98		299,800	348,600				
99		300,200	349,100				
100		300,600	349,400				
101		300,800	349,700				
102		301,100	350,100				
103		301,500	350,500				
104		301,800	350,900				
105		302,000	351,400				
106		302,300	351,800				
107		302,700	352,200				
108		303,000	352,600				
109		303,200	353,100				
110		303,600	353,500				
111		304,000	353,900				
112		304,300	354,200				
113		304,400	354,700				
114		304,700					

	115		305,000					
	116		305,400					
	117		305,600					
	118		305,800					
	119		306,100					
	120		306,400					
	121		306,800					
	122		307,000					
	123		307,300					
	124		307,600					
	125		308,000					
再任用 職員		186,500	214,000	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600

第2条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の2中「100分の4.5」を「100分の5」に改める。

第17条の4第2項第1号中「100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に改める。

第22条の2第1項中「又は休日」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、前条に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間にあって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、4,000円を超えない範囲内において規則で定める額

附則第18項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300

職員以外の職員	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900

37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	

72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800	
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000	
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100		
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400		
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600		
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800		
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100		
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400		
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600		
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800		
94		293,600	341,400	380,300			
95		294,000	341,900	380,700			
96		294,400	342,300	381,100			
97		294,600	342,400	381,400			
98		294,900	342,900	381,900			
99		295,300	343,300	382,300			
100		295,700	343,600	382,700			
101		295,900	343,900	383,000			
102		296,200	344,300				
103		296,600	344,700				
104		296,900	345,100				
105		297,100	345,600				
106		297,400	346,000				

107		297,800	346,400				
108		298,100	346,800				
109		298,300	347,300				
110		298,700	347,700				
111		299,100	348,000				
112		299,400	348,300				
113		299,500	348,800				
114		299,800	349,200				
115		300,100	349,500				
116		300,500	349,800				
117		300,700	350,300				
118		300,900	350,700				
119		301,200	351,000				
120		301,500	351,300				
121		301,900	351,800				
122		302,100					
123		302,400					
124		302,700					
125		303,000					
再任用 職員	186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

(城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年城南衛生管理組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「(管理者が定める職員を除く。)には」の次に「、平成28年3月31日までの間」を加える。

(城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例(昭和37年城南衛生管理組合条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条中「又は公務外の死亡により退職した者」を「、公務外の死亡により退職した者又は法令の規定に基づく任期を終えて退職した者」に改める。

第6条の3第1項第1号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第2号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第3号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第4号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第5号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「自己都合退職者」の次に「(第3条第1項に規定する者をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「前号」を「第1項」に改め、同号を

項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

別表中「通勤災害 」「通勤災害
傷病等 」を 傷病等 に、
任期满了」

「通勤による傷病」を「通勤による傷病 に改める。
任期满了」

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条（城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例第3条及び第4条の改正規定に限る。）の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、平成27年4月1日から、改正後の条例第17条の4第2項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(給料の切替えに伴う経過措置)

4 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（管理者が定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

6 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

7 第4項の規定の適用を受ける職員のうち、切替日の前日において城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年城南衛生管理組合条例第2号）附則第7項から第9項までの規定による給料（以下「平成18年経過措置による給料」という。）を支給されていた職員には、平成29年3月31日までの間、第4項の規定による給料のほか、切替日の前日において受けていた平成18年経過措置による給料の額の2分の1の額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料として支給する。

(委任)

8 第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

提案理由

国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じ、本組合職員の給与等の改定について所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

議案第8号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成28年3月28日提出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年城南衛生管理組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき理由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき理由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき理由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき理由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

提案理由

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴う所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。